

洞爺湖町財政健全化計画

(平成21年度～平成27年度)



平成21年12月

洞 爺 湖 町

目 次

1	計画策定の背景・目的	・・・ 1
2	財政の現状及び課題	・・・ 2
3	普通会計の財政収支見通し	・・・ 12
4	特別会計・企業会計の財政収支見通し	・・・ 17
5	将来の財政指標の見通し	・・・ 19
6	財政健全化に向けた基本方針	・・・ 21
7	財政健全化の具体的項目における目標額	・・・ 23
8	対策後の普通会計の財政収支見通し	・・・ 30
9	対策後の特別会計・企業会計の財政収支見通し	・・・ 34
10	対策後の財政指標の見通し	・・・ 36
11	これまでの洞爺湖町行財政改革実施計画における 主な内容取り組み	・・・ 39
12	財政用語の解説	・・・ 40
13	おわりに	・・・ 46

1 計画策定の背景・目的

平成 18 年 3 月 27 日に虻田町と洞爺村は、国が推進する地方分権に対応することを目的に合併し、新町「洞爺湖町」が誕生しました。

当町におきましては、合併以降、事務事業の見直しによる行政サービスの適正化や行政コストの縮減、内部管理経費においては、職員数の適正化や職員給与の独自削減などを行ってきました。

しかし、厳しい地域経済の中、税収が伸び悩み、平成 12 年有珠山噴火災害により実施した災害復旧・復興事業の際に起こした地方債の償還額の増高などから、平成 19 年度決算で経常収支比率は 100.1%と 100%を超え、平成 20 年度決算では 102.1%となり大変苦しい財政状況となっております。

また、平成 17 年度決算で実質公債費比率の 3 ヶ年平均の数値が 28.2%になったことから、平成 18 年度からは地方債の発行において、起債許可団体となりました。このため、平成 19 年 2 月に公債費の適正管理を行うことを目的に「洞爺湖町公債費負担適正化計画」を策定し実行しておりますが、既往債の償還額の増加から平成 20 年度決算では 29.8%となっております。

さらには、当町は収支バランスが取れず、毎年度、収入不足分を基金の取り崩しにより補填しており、この収入不足は合併以前から両町村が抱えていた大きな財政構造の問題となっております。

このような状況から、財政状況の改善を図り、住民自治の拡充と経営基盤の強化を目的に平成 19 年 3 月には「洞爺湖町行財政改革大綱」並びに「洞爺湖町行財政改革実施計画」を策定し、現在、行財政改革に鋭意取り組んでいるところであります。

しかしながら、平成 19 年 6 月に地方公共団体の財政の早期健全化を促すことを目的に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）が成立し、従来の再建法制が大きく転換しました。健全化法は、平成 21 年度から本格施行となり、健全化法の規定する健全化判断比率のうち、実質公債費比率が当町においては、平成 20 年度決算で早期健全化基準の 25%を超え、実質公債費比率により「財政健全化団体」となりました。このため、健全化法に規定する財政健全化計画の策定が義務付けとなり健全化のさらなる取り組みが急務となります。

加えて、景気の低迷や人口減少による町税の減収が見込まれるほか、国の行財政改革による地方交付税等の見直しの可能性や、高水準にある公債費負担などから、財源不足を補填する基金の活用は限度があり、このまま推移すると平成 24 年度から赤字が発生することとなり、平成 27 年度の実質赤字比率が早期健全化基準の 15%を超え実質赤字比率による「財政健全化団体」となる可能性さえあります。

実質公債費比率による「財政健全化団体」からの早期脱却と実質赤字比率による「財政健全化団体」回避のため、今後は町税等の歳入確保に努めるとともに、合併効果を活かした効率化を図りながら、歳入規模に見合った歳出構造の確立と新たな行政需要に柔軟に対応できる、財政構造に転換する必要があります。

このためには、財政悪化の原因を分析し、中長期的な視点で財政健全化に取り組むとともに、これまでの行財政改革の見直しも含めて、財政健全化の目標を定め、その目標の実現に取り組む必要があります。

以上のことから、自主性、自立性及び柔軟性の高い健全な財政運営の確立や健全化法に基づく財政健全化計画の基本とする計画として「洞爺湖町財政健全化計画」を策定しました。

2 財政の現状及び課題

(1) 歳入歳出総額の推移

景気の悪化、急速に進む少子高齢化の進展など、地方を取り巻く社会経済情勢は依然と厳しく、地域経済もこれを背景に税収が伸び悩む中、三位一体の改革による地方交付税の見直し、国庫補助金の減少などにより財源の確保が大変難しい状況となっております。

一方、歳出面では、高水準で推移している公債費、少子高齢化に伴う扶助費の増加や多様化する住民ニーズへの対応などから、より一層、財政状況は硬直化しています。

平成20年度の普通会計決算は、1億1千6百万円の実質収支を確保しましたが、反面、歳入の根幹である町税の収入額については、平成11年度をピークに、平成12年の有珠山噴火災害以降は毎年度、減少して推移しております。平成13年度以降は徴収率のアップ等により、一般財源の確保に努めてきましたが、平成20年度決算では、長引く景気の低迷から徴収率の対前年度1.1%の減による歳入減や歳出における公債費償還額などの増加から財政調整基金から1億7千2百万円、減債基金から1億1千5百万円を取崩しております。

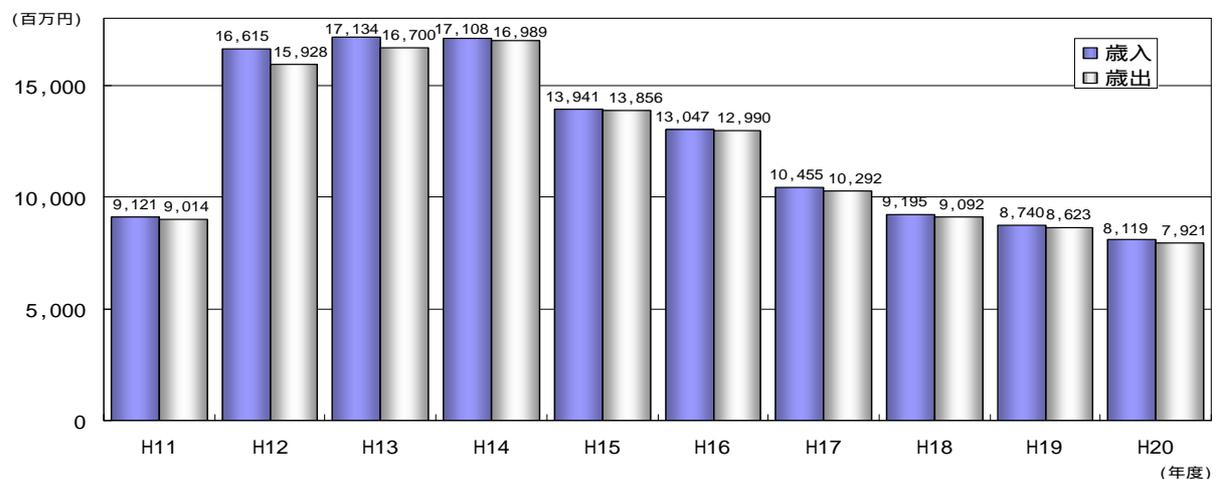
【歳入・歳出総額の推移】(普通会計)

(単位：百万円)

区分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
歳入	9,121	16,615	17,134	17,108	13,941	13,047	10,455	9,195	8,740	8,119
歳出	9,014	15,928	16,700	16,989	13,856	12,990	10,292	9,092	8,623	7,921
形式収支	107	687	434	119	85	57	163	103	117	198
繰越財源	18	556	145	34	0	0	2	29	4	82
実質収支	89	131	289	85	85	57	161	74	113	116

合併前は旧2町村の合計金額

歳入・歳出総額の推移



(2) 経常収支比率の推移

当町の経常収支比率は、有珠山噴火災害による公債費が高水準で推移していることから、上昇傾向にあり平成19年度決算では100%を越え100.1%となり、平成20年度決算では102.1%となっております。

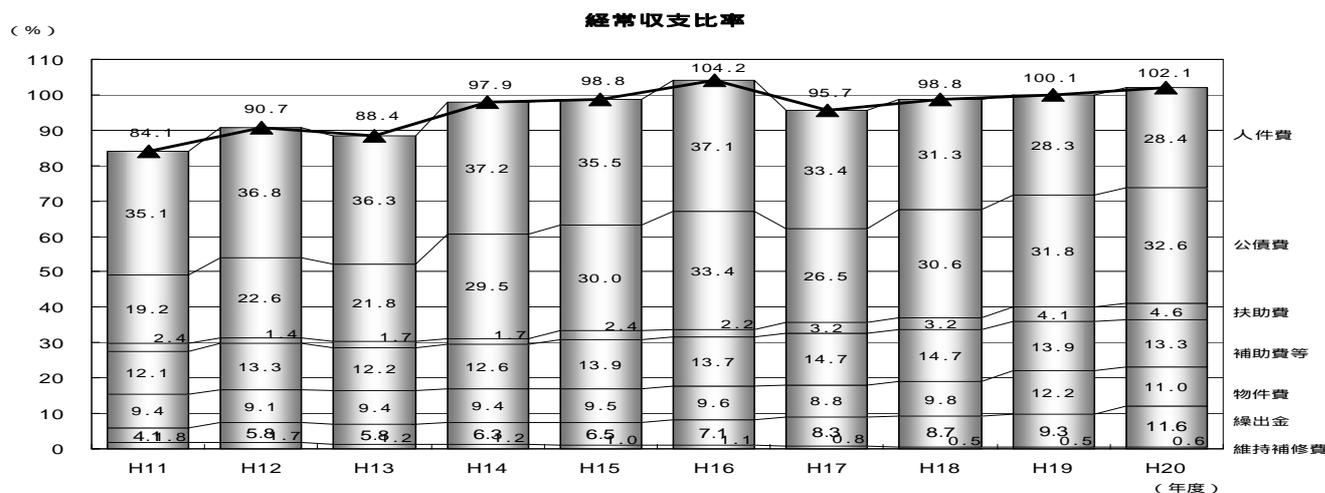
これは、人件費や公債費、扶助費などの経常的に支出しなければならない支出を、経常的な収入である町税や普通交付税などで賄いきれず、基金などの臨時的な収入で補填しなければ財政運営が成り立たないことを意味しています。また、経常的な支出の抑制は行っているものの、公債費が高水準で推移しており、町税などが減少しているため、財政構造の弾力性が年々低下しています。今後は、経常収支比率の改善に取り組み財政構造の弾力化を確保していくことが急務となっております。

【経常収支比率の推移】

(単位：%)

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
経常収支比率	84.1	90.7	88.4	97.9	98.8	104.2	95.7	98.8	100.1	102.1	
内 訳	人件費	35.1	36.8	36.3	37.2	35.5	37.1	33.4	31.3	28.3	28.4
	公債費	19.2	22.6	21.8	29.5	30.0	33.4	26.5	30.6	31.8	32.6
	扶助費	2.4	1.4	1.7	1.7	2.4	2.2	3.2	3.2	4.1	4.6
	補助費等	12.1	13.3	12.2	12.6	13.9	13.7	14.7	14.7	13.9	13.3
	物件費	9.4	9.1	9.4	9.4	9.5	9.6	8.8	9.8	12.2	11.0
	繰出金	4.1	5.8	5.8	6.3	6.5	7.1	8.3	8.7	9.3	11.6
	維持補修費	1.8	1.7	1.2	1.2	1.0	1.1	0.8	0.5	0.5	0.6

合併前は旧2町村の加重平均値の数値



(3) 財政調整基金及びその他特定目的基金

平成19年3月に「洞爺湖町行政改革実施計画」を策定し、職員人件費の削減、事務事業の見直しなど行政改革に取り組み、町民サービスの維持・向上に努めておりますが、合併後の財政運営は、国の三位一体の改革で地方交付税が見直され、景気低迷等による町税の落ち込みや有珠山噴火災害に伴う公債費の償還が高水準で推移していることから深刻な財源不足に陥っています。

このことから、当町では毎年度、財源不足に対応するため、町の貯金である財政調整基金などから積立金を取り崩して財源不足を補填してきました。

その結果、財政調整基金と減債基金の合計額の平成20年度末残高と平成17年度末残高の比較では10億4千7百万円の減少となっております。合併後、毎年度、財源不足を補填してやり繰りしておりますが一定規模の基金確保に向けて、安易に基金取り崩しに依存するのではなく、抜本的な自主財源の確保に取り組む必要があります。

【積立金残高の推移】

(単位：百万円)

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
財政調整基金	702	504	408	430	425	615	971	898	708	537
減債基金	549	300	273	183	163	436	715	315	216	102
その他特定目的基金	1,498	1,924	1,978	1,348	2,406	2,092	584	583	881	1,212
合 計	2,749	2,728	2,659	1,961	2,994	3,143	2,270	1,796	1,805	1,851
備荒資金組合積立金								262	266	270

合併前は旧2町村の合計金額

(4) 実質公債費比率、公債費比率、起債制限比率の推移

実質公債費比率は、平成18年度から地方債制度が「許可制度」から「協議制度」へ移行したことに伴い導入された特別会計や一部事務組合を含めた連結決算の考え方を取り入れた財政指標で、この比率が18%以上になると協議制から許可制に移行します。当町は有珠山噴火災害で、災害復旧・復興事業のほかに、本来一般財源で賄わなければならない部分までも起債に頼らざるを得ない状況であったことなどから公債費が増加し、平成17年度決算で28.2%となりました。

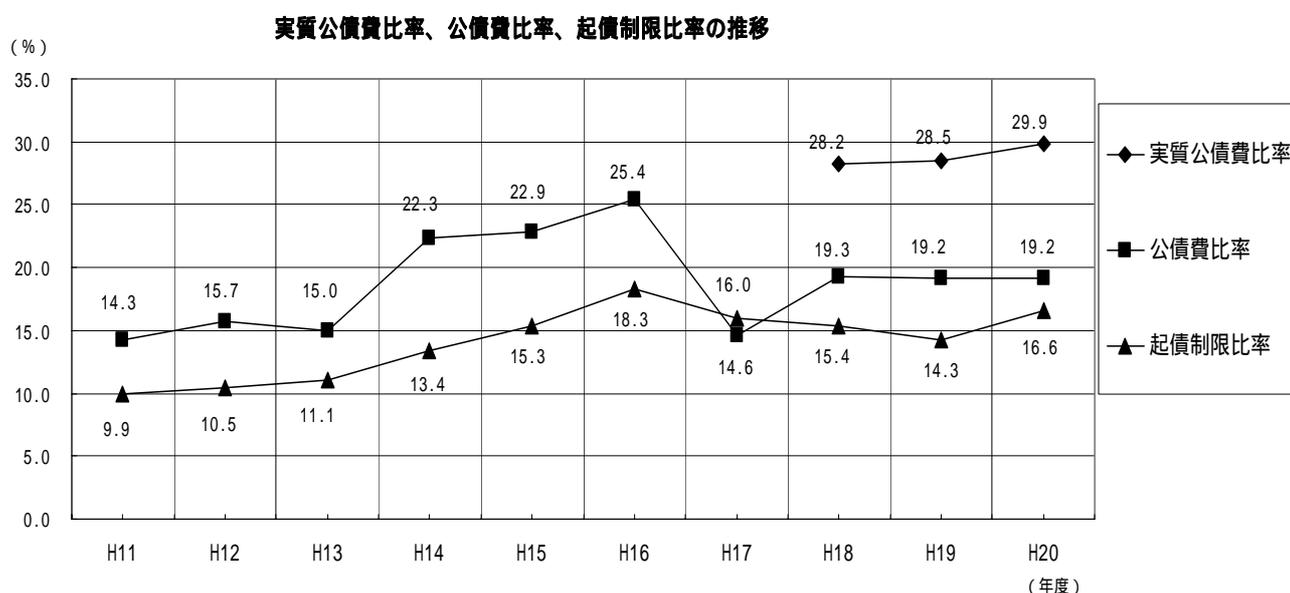
このため、公債費の適正管理を行うことを目的に「洞爺湖町公債費負担適正化計画」を策定し実行しておりますが、既往債の償還額の増加から平成20年度決算では29.8%と健全化法による早期健全化基準を超える状況となっております。平成21年度以降は減少に転じますが、今後の地方債の発行に当っては償還額とのバランスを十分検討していくことが必要です。

公債費比率は、地方債の元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合であり、起債制限比率は、経常一般財源が地方債の元利償還金から特定財源や普通交付交付税で措置された財源を除いた一般財源で償還する金額に、どの程度充てられているか示すもので、3カ年の平均値であります。2つの指標とも実質公債費比率と同様の理由から増加傾向となっております。

【実質公債費比率、公債費比率、起債制限比率の推移】 (単位：%)

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
実質公債費比率								28.2	28.5	29.9
公債費比率	14.3	15.7	15.0	22.3	22.9	25.4	14.6	19.3	19.2	19.2
起債制限比率	9.9	10.5	11.1	13.4	15.3	18.3	16.0	15.4	14.3	16.6

合併前は旧2町村の加重平均値の数値



(5) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき地方債の現在高と債務負担行為支出額等の合計額の標準財政規模に対する指標です。公営企業、出資法人等を含めた一般会計等の実質負債を把握するもので、地方債の現在高が比率を引き上げる主な要因となっておりますが、早期健全化基準である350%を下回る比率となっております。新たな借入の抑制等により今後、減少していく見込みです。

【将来負担比率】 (単位：%)

区 分	H19	H20
将来負担比率	230.7	240.3

(6) 地方債残高の推移

合併前の2町村では、町民要望に応え快適な生活環境をつくるため道路や学校、下水道、公園などを整備し、また、基幹産業の基盤を整備する必要から施設整備を進め、さらには、虻田町では有珠山噴火災害に伴う災害復旧・復興事業のため多額の地方債を発行してきました。有珠山噴火災害に伴う災害復旧・復興事業では全会計で約89億円を発行し、洞爺村においては、平成11年度から平成15年度にかけての農業研修センター、財田キャンプ場、とうや水の駅などの施設整備で約12億円を発行しております。また、平成13年度より普通交付税の振替措置である臨時財政対策債も発行していることなどから、当町の地方債残高は、平成20年度末で平成11年度と比較して53億1千4百万円も増加しております。現在は「洞爺湖町公債費負担適正化計画」などにより起債事業の縮減を図っており、着実に減少しております。

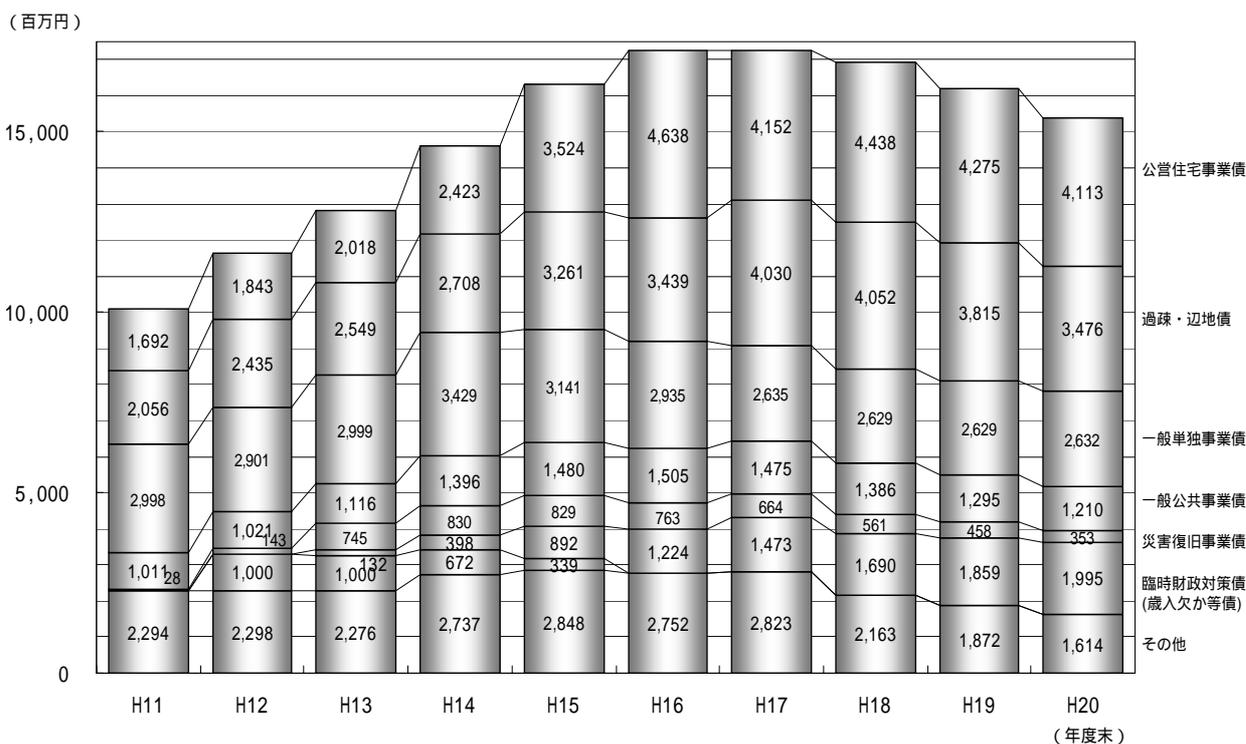
【地方債残高の推移】

(単位：百万円)

区分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
公営住宅事業	1,692	1,843	2,018	2,423	3,524	4,638	4,152	4,438	4,275	4,113
過疎・辺地	2,056	2,435	2,549	2,708	3,261	3,439	4,030	4,052	3,815	3,476
一般単独事業	2,998	2,901	2,999	3,429	3,141	2,935	2,635	2,629	2,629	2,632
うち合併特別								321	642	963
一般公共事業	1,011	1,021	1,116	1,396	1,480	1,505	1,475	1,386	1,295	1,210
災害復旧事業	28	143	745	830	829	763	664	561	458	353
臨時財政対策			132	398	892	1,224	1,473	1,690	1,859	1,995
歳入欠かん等		1,000	1,000	672	339					
その他	2,294	2,298	2,276	2,737	2,848	2,752	2,823	2,163	1,872	1,614
合計	10,079	11,641	12,835	14,593	16,314	17,256	17,252	16,919	16,203	15,393

合併前は日2町村の合計金額

地方債残高の推移



(7) 町税の収入額及び徴収率の推移

基幹財源である町税は、大きく減少しています。推移を見ると平成11年度には14億8千7百万円の収入でしたが、平成20年度では12億2千6百万円に減少し、金額で2億6千1百万円、割合にして17.6%も落ち込みました。最も大きく影響しているのは固定資産税で平成11年度と平成20年度では1億1千7百万円も減少しており、有珠山噴火災害に伴う砂防事業や復興計画の土地利用計画による公園・広場整備事業での課税客体(土地・家屋)の減少や土地の評価替えによる評価額の減少によるものであります。

また、徴収率は平成11年度には大型ホテルの倒産、平成12年度は有珠山噴火災害の影響から低率となっております。平成13年度以降は上昇傾向が続いておりましたが、平成20年度では景気の悪化から減少しております。

合併後においては、全庁的な収納対策強化を目的に平成18年度に収納対策推進本部会議を設置し、平成19年度には収納担当者会議を設けて、町税等の徴収率の向上を図っております。

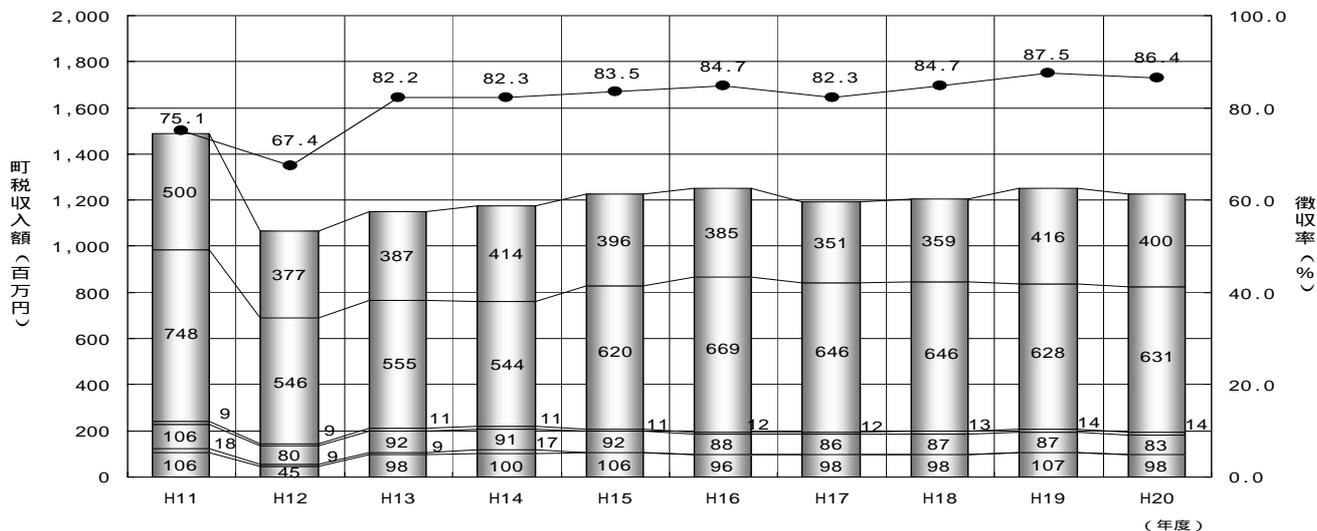
【町税の収入額及び徴収率の推移】

(単位：百万円・%)

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
町 民 税	500	377	387	414	396	385	351	359	416	400
固定資産税	748	546	555	544	620	669	646	646	628	631
軽自動車税	9	9	11	11	11	12	12	13	14	14
たばこ税	106	80	92	91	92	88	86	87	87	83
特別土地保有税	18	9	9	17						
入 湯 税	106	45	98	100	106	96	98	98	107	98
合 計	1,487	1,066	1,152	1,177	1,225	1,250	1,193	1,203	1,252	1,226
徴 収 率	75.1	67.4	82.2	82.3	83.5	84.7	82.3	84.7	87.5	86.4

合併前は旧2町村の合計金額及び加重平均値の数値

町税の収入額及び徴収率の推移



(8) 地方交付税及び臨時財政対策債の推移

自主財源に乏しい当町は、国から交付される地方交付税に依存した財政運営を余儀なくされております。当町の平成20年度の歳入決算額は81億1千万9百万円で、このうち、地方交付税(臨時財政対策債を含む合計額)は42億3千4百万円で収入の約52%を占めています。

普通交付税(臨時財政対策債を含む合計額)は、平成11年度と比べ2億3千1百万円の増加となっておりますが、町税の約2億5千万円の減収、災害復旧債・過疎債などの償還額約3億3千万円の増

加などから検証すると実質は減少しております。(平成 20 年度は、地方財政計画における地方再生対策費の計上により約 93 百万円増加しています。)

さらには、「三位一体の改革」での国庫補助金の一般財源化による影響額が単年度で約 2 億 7 千万円であり算定上は普通交付税に算入されているものの、普通交付税の見直しから影響額相当分は必ずしも増加にはなっておらず、財政悪化の一つの要因とも考えられます。

しかし、合併後の普通交付税の算定においては、一本算定における算定では減額となっておりますが、算定の特例措置により旧 2 町村があったものとして交付(算定替)されており、その差額は平成 18 年度で約 2 億 7 千万円、平成 19 年度で約 3 億 1 千万円、平成 20 年度で約 3 億 3 千万円となっております。

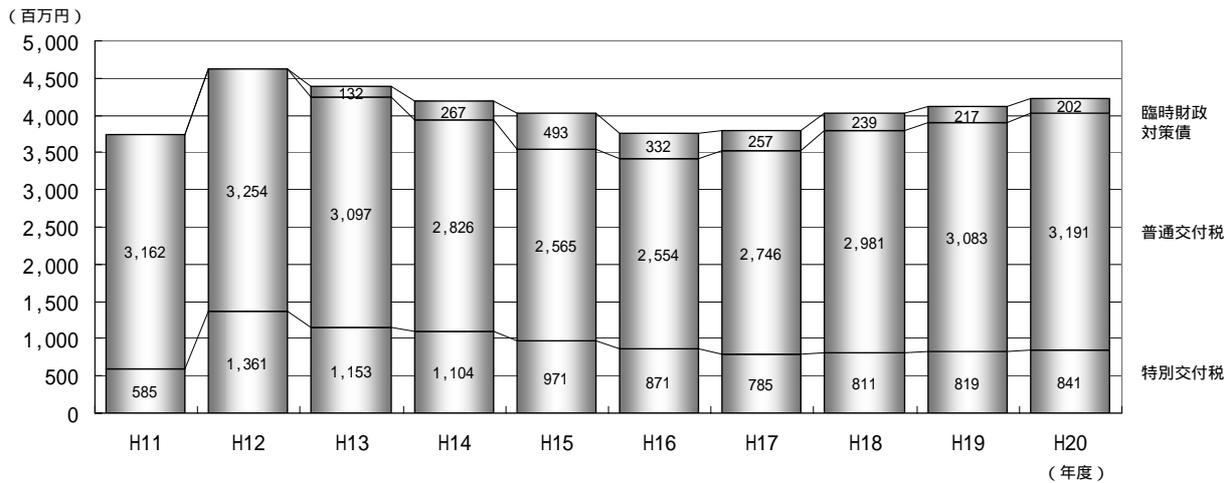
【地方交付税・臨時財政対策債の推移】

(単位：百万円)

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
普通交付税額	3,162	3,254	3,097	2,826	2,565	2,554	2,746	2,981	3,083	3,191
特別交付税額	585	1,361	1,153	1,104	971	871	785	811	819	841
合 計	3,747	4,615	4,250	3,930	3,536	3,425	3,531	3,792	3,902	4,032
臨時財政対策債			132	267	493	332	257	239	217	202
普通交付税+臨時債			3,229	3,093	3,058	2,886	3,003	3,220	3,300	3,393

合併前は旧 2 町村の合計金額

地方交付税・臨時財政対策債の推移



参考(一本算定による)

(単位：百万円)

区 分	H18	H19	H20
普通交付税額	2,761	2,812	2,898
(臨時財政対策債含)	2,952	2,986	3,061

(9) 義務的経費、投資的経費、その他の経費の推移

義務的経費のうち、人件費(職員給与など)は、職員の退職者の不補充、勧奨退職制度の活用による職員数の適正化や給与の独自削減などにより減少しています。

しかし、公債費は既往償還のピークが平成 21 年度に迎え、平成 20 年度と平成 11 年度を比較すると、約 6 億 5 千万円も増加しております。また、扶助費(老人福祉、児童福祉などの経費)については、平成 12 年度に介護保険特別会計に移行したことから減少したものの(平成 12 年度の増加は、有珠山噴火災害関連によるもの。)それ以降は再び増加しています。これらの要因から、当町の義務的

経費全体では増加傾向で推移しています。

投資的経費について、虻田町においては有珠山噴火災害による災害復旧・復興事業として実施した道路やインフラ、学校、公営住宅などの事業や基幹産業である観光業の復興事業に取り組み、また、洞爺村においては農業研修センター、財田キャンプ場、とうや水の駅などの地域振興に係る公共施設の整備が図られましたが、合併後、起債事業の抑制から減少傾向にあります。

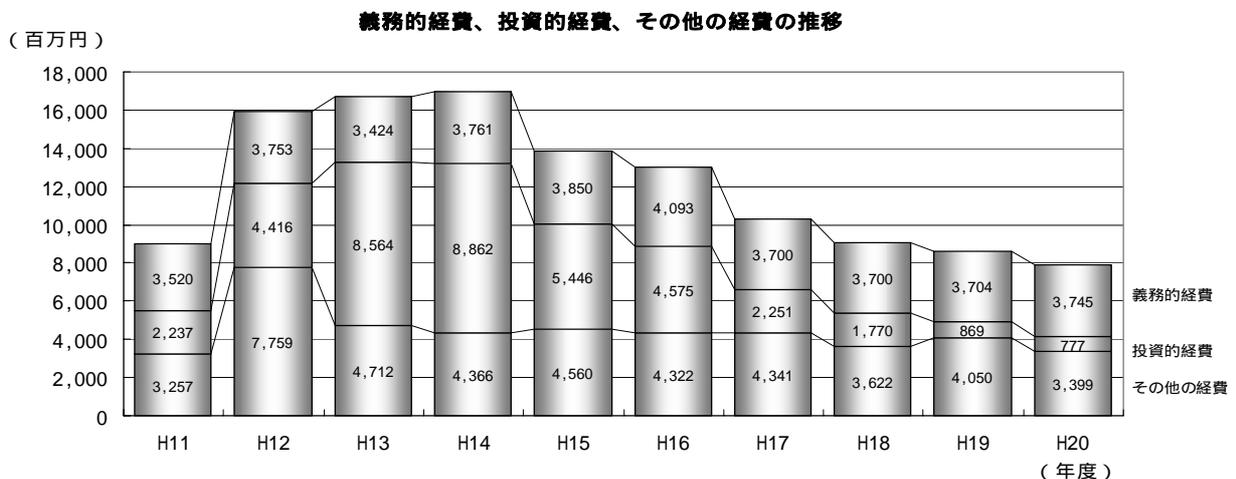
その他の経費については、一般管理経費、補助金などは行財政改革により減少傾向となっておりますが、物件費は有珠山噴火災害による地籍調査費で増加しております。

また、特別会計への繰出金は多額であり、特に、国健康保険特別会計や公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計への財政支援に伴う繰出金が、町の財政を圧迫しています。

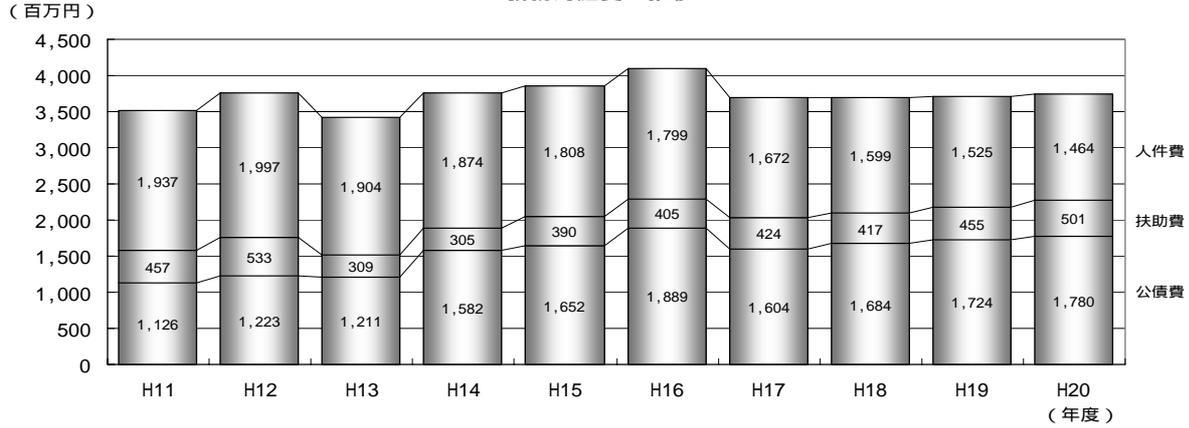
【義務的経費・投資的経費・その他の経費の推移】 (単位：百万円)

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
人 件 費	1,937	1,997	1,904	1,874	1,808	1,799	1,672	1,599	1,525	1,464
うち職員給	1,317	1,385	1,287	1,264	1,221	1,190	1,113	1,113	1,055	1,018
公 債 費	1,126	1,223	1,211	1,582	1,652	1,889	1,604	1,684	1,724	1,780
扶 助 費	457	533	309	305	390	405	424	417	455	501
義務的経費	3,520	3,753	3,424	3,761	3,850	4,093	3,700	3,700	3,704	3,745
普通建設事業	2,158	2,883	2,884	5,112	4,792	4,567	2,236	1,756	869	777
災害復旧事業	78	1,532	5,679	3,749	653	7	15	14		
失業対策事業	1	1	1	1	1	1				
投資的経費	2,237	4,416	8,564	8,862	5,446	4,575	2,251	1,770	869	777
物 件 費	1,005	2,250	1,050	1,022	977	975	977	917	1,070	974
補 助 費 等	928	3,398	1,044	953	936	923	1,196	977	959	1,066
繰 出 金	860	1,130	1,065	1,186	1,175	926	968	981	1,003	858
維持補修費	130	146	128	118	102	101	89	57	46	68
積 立 金	238	640	1,136	999	1,279	1,302	1,034	648	891	380
貸 付 金	89	195	288	88	87	87	77	40	81	51
投資・出資金	7				4	8		2		2
その他の経費	3,257	7,759	4,712	4,366	4,560	4,322	4,341	3,622	4,050	3,399

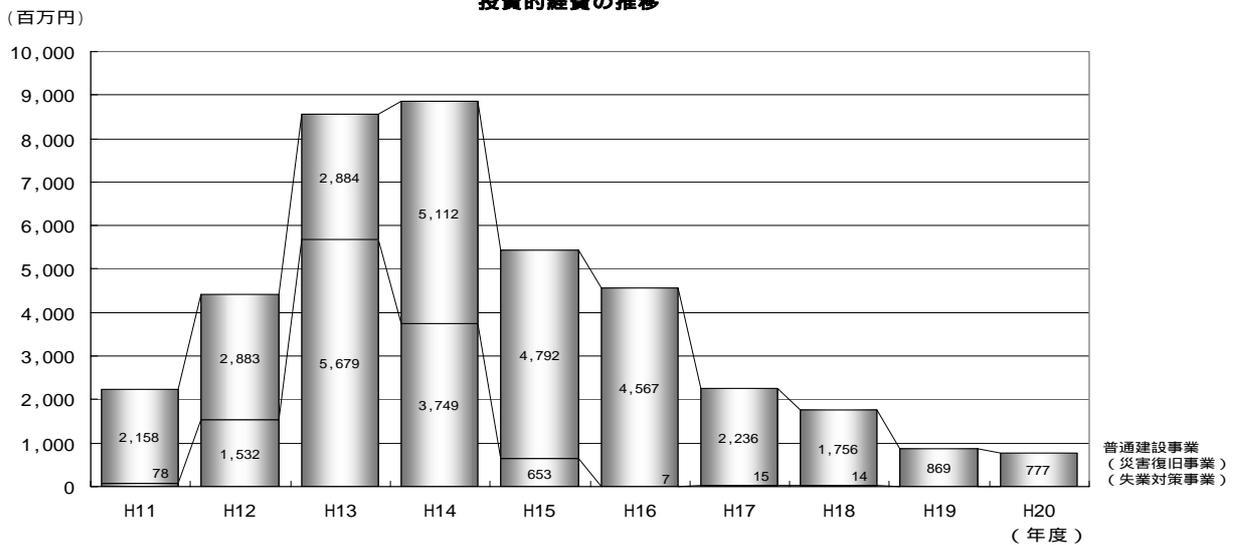
合併前は日2町村の合計金額



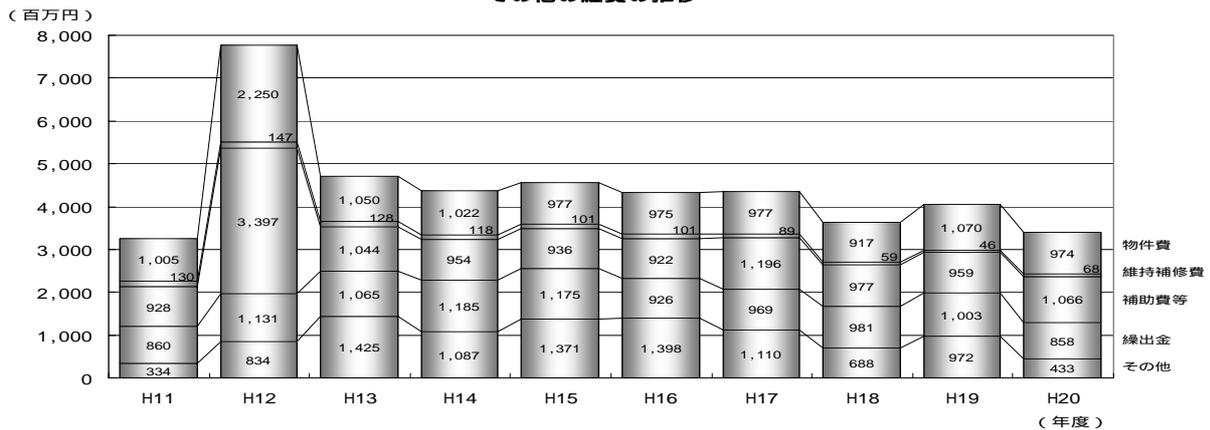
義務的経費の推移



投資的経費の推移



その他の経費の推移



(10) 特別会計・企業会計の財政状況

企業会計・特別会計は、一般会計が負担することが適当である経費以外は、その会計内で賄う独立採算が原則ですが、景気の悪化による地域経済の冷え込みなどから、一般会計同様、厳しい財政運営となっております。老人保健特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計などは、一般会計からの繰入がルール化されており、安定的な財政運営が見込まれますが、各会計において安定的な財政運営に向けた取り組みが必要であります。

【特別会計の決算状況】

(単位：百万円)

区 分		H17	H18	H19	H20
下水道	歳 入	1,604	1,022	977	949
	うち繰入金	460	470	435	395
	歳 出	1,596	1,015	973	945
	差 引 額	8	7	4	4
簡易水道	歳 入	111	103	98	109
	うち繰入金	74	62	60	64
	歳 出	106	101	96	106
	差 引 額	5	2	2	3
国保	歳 入	1,556	1,637	1,803	1,522
	うち繰入金	187	203	267	115
	歳 出	1,556	1,709	1,816	1,520
	差 引 額	0	72	13	2
老人保健	歳 入	1,878	1,835	1,827	192
	うち繰入金	134	151	152	12
	歳 出	1,902	1,853	1,842	182
	差 引 額	24	18	15	10
介護保険	歳 入	802	736	758	746
	うち繰入金	107	95	89	94
	歳 出	779	647	711	706
	差 引 額	23	89	47	40
後期高齢	歳 入				111
	うち繰入金				33
	歳 出				107
	差 引 額				4

【水道会計の決算状況】

(単位：百万円)

区 分		H17	H18	H19	H20
収益的収支	総 収 入	289	269	276	254
	総 費 用	261	252	244	230
	純利益(損失)	28	17	32	24
	累 積 欠 損 金	223	206	174	150
資本的収支	収 入	160	234	247	134
	支 出	257	337	355	243
	差 引	97	103	108	109
	4条不足補填額	97	103	108	109

公共下水道事業特別会計

下水道事業を積極的に推進した結果、町債の償還額が多額で推移しており、収支不足に対する基準外繰出が一般会計を圧迫しています。

簡易水道事業会計

収支不足に対する基準外繰出が、一般会計を圧迫しています。

国民健康保険特別会計

平成 18 年度及び平成 19 年度に単年度収支で赤字となりました。平成 20 年度決算で解消しておりますが、基準外繰出が多額となっており、一般会計の財政を圧迫しています。

老人保健特別会計

老人医療費等を、支払基金、国、道、町のそれぞれの負担割合で運営している会計で、平成 17 年度から平成 19 年度の赤字については、翌年度の精算によるものとなっております。単年度収支はバランスが取れています。

介護保険特別会計

介護保険料、国・道支出金、支払基金交付金、一般会計からの繰出金で運営している会計であり、現状では収支バランスは取れています。

後期高齢者医療特別会計

平成 20 年度から新たに導入された会計であり、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰出金で運営しています。

水道事業会計

毎年度、資金剰余金を計上し収支バランスは取れていますが、有珠山噴火災害による多額の累積欠損があり、この解消後でなければ将来の老朽化施設改築等の資金確保ができない状況であります。

(11) 一般会計からの繰出金等の状況

企業会計・特別会計は、独立採算が原則となっていることから、一般会計が負担することが適当である経費を一般会計から繰り出すこととしています。

【一般会計からの繰出金等の状況】 (単位：百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20
下 水 道 会 計	460	470	435	395
簡 水 会 計	74	62	60	64
国 保 会 計	187	203	267	115
老 健 会 計	134	151	152	12
介 護 会 計	107	95	89	94
後期高齢者会計				33
後期高齢者(連合)				144
水 道 会 計	88	88	88	88
合 計	1,050	1,069	1,091	945

- 1 合併前は旧 2 町村の合計金額
- 2 後期高齢者(広域連合)については、決算統計上の分類では繰出金、決算上は一部事務組合に対する負担金となっております。
- 3 水道会計については、決算統計上、決算上の分類は補助費等です。

3 普通会計の財政収支見通し

平成 21 年度当初予算をベースに平成 27 年度までの期間の普通会計決算ベースでの歳入歳出を推計してみると、歳出面では、合併後、新町建設計画に基づく職員の退職者の不補充、勸奨退職制度による職員数の適正化、平成 19 年度から実施した給与の独自削減、公債費負担適正化計画に基づく公債費の抑制、行財政改革による内部管理経費等の削減を図っていますが、公債費が高水準で推移し、また、投資的経費は抑制しつつも、継続事業の実施には多額の一般財源が必要となっています。

一方、歳入面では、景気の低迷や人口の減少などによる町税の減収や普通交付税の見直しが予想されます。

これらの影響により平成 24 年度で財政調整基金などが枯渇し、単年度収支の不足が見込まれ、平成 27 年度までの財源不足額の累計額が 6 億 4 千 3 百万円となることから、実質赤字比率でも「財政健全化団体」になる可能性が極めて高い、厳しい財政状況となっています。

現在、行財政改革の実施に取り組んでおりますが、この計画期間（平成 18 年度から平成 22 年度）が終了した後も、引き続き行財政改革に取り組み、社会経済情勢の変化、そして新たな行政需要に柔軟に対応できるような財政構造にする必要があります。

なお、普通会計の財政収支見通しについては、次の前提条件により推計しました。

【財政収支見通しの前提条件】

(歳入)

区分	内容
町税	町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税などの各税目については、過去の実績や今後の評価替などの影響を考慮して積算しています。
地方交付税	地方財政計画を基本に、人口推移、公債費における需要額、合併補正による包括的財政措置など、各基礎数値を費目ごとに積算しています。 特別交付税については、平成25年度の基準額を4億円として積算しています。
譲与税・交付金	平成19年度決算、平成20年度決算、平成21年度予算額を考慮して積算しています。
分担金・負担金	平成21年度予算を基本に、同額で推移することで見込んでいます。
使用料・手数料	平成21年度予算を基本に、同額で推移することで見込んでいます。
国・道支出金	平成21年度予算を基本に、扶助費、投資的経費を考慮し、その他は同額で推移することで積算しています。
町債	歳出で見込んだ普通建設事業等、今後見込まれる事業は公債費負担適正化計画に登載の事業により推計し積算しています。また、臨時財政対策債は平成21年度予算をもとに、同額で推移することで積算しています。
財産収入	平成21年度予算を基本に、同額で推移することで見込んでいます。
その他	平成21年度予算を基本に、今後見込まれる諸条件を考慮して積算しています。

(歳出)

区分	内容
人件費	職員給については、平成19年度からの給与の独自削減や共済費等の負担率変更などの影響を考慮して試算しています。 また、職員数は、平成21年度は新町建設計画、平成22年度以降は定員適正化計画に基づき見込んでいます。
扶助費	平成21年度予算を基本に、今後見込まれる諸条件を考慮して積算しています。
公債費	発行済に係る元利償還金の実償還額。今後発行のものは、公債費負担適正化計画に登載の事業により推計し積算しています。
物件費	平成19年度決算、平成20年度決算、平成21年度予算を考慮して積算しています。
維持補修費等	平成19年度決算、平成20年度決算、平成21年度予算を考慮して積算しています。
補助費等	平成19年度決算、平成20年度決算、平成21年度予算を考慮して積算しています。 (水道会計への補助は平成23年度終了)
繰出金	繰出金については、各会計事業計画等により算出しています。
普通建設事業	起債事業は、公債費負担適正化計画に登載の事業を基本に推計しています。 平成22年度以降の主な事業 【補助事業】 洞爺水の駅周辺整備(H18~H22) 入江・高砂貝塚保存整備(H23、H25~H29) 【単独事業】 漁港(大磯分区)整備(H14~H25) 高校寄宿舎年賦金(H8~H21) 教員住宅年賦金(H20~H29) その他施設設備補修など
その他	平成21年度予算を基本に推移して見込んでいます。 貸付金については、毎年度の償還額を考慮して積算しています。

【普通会計財政収支見通し】(現状による)

(単位：百万円)

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳 入	町 税	1,203	1,193	1,185	1,165	1,158	1,151	1,132
	地 方 交 付 税	4,029	3,727	3,645	3,256	3,081	3,031	2,998
	普通交付税	3,339	3,107	3,095	2,781	2,681	2,631	2,598
	特別交付税	690	620	550	475	400	400	400
	地 方 譲 与 税	84	84	84	84	84	84	84
	地方消費税交付金	110	110	110	110	110	110	110
	小 計	5,426	5,114	5,024	4,615	4,433	4,376	4,324
	分担金・負担金	33	33	33	32	32	32	32
	使用料・手数料	291	291	291	291	291	291	291
	国・道支出金	842	359	391	318	347	340	340
	繰 入 金	61	423	256	67	43	35	0
	町 債	334	309	296	276	179	171	171
	そ の 他	408	295	215	288	201	201	201
	計 (A)	7,395	6,824	6,506	5,887	5,526	5,446	5,359

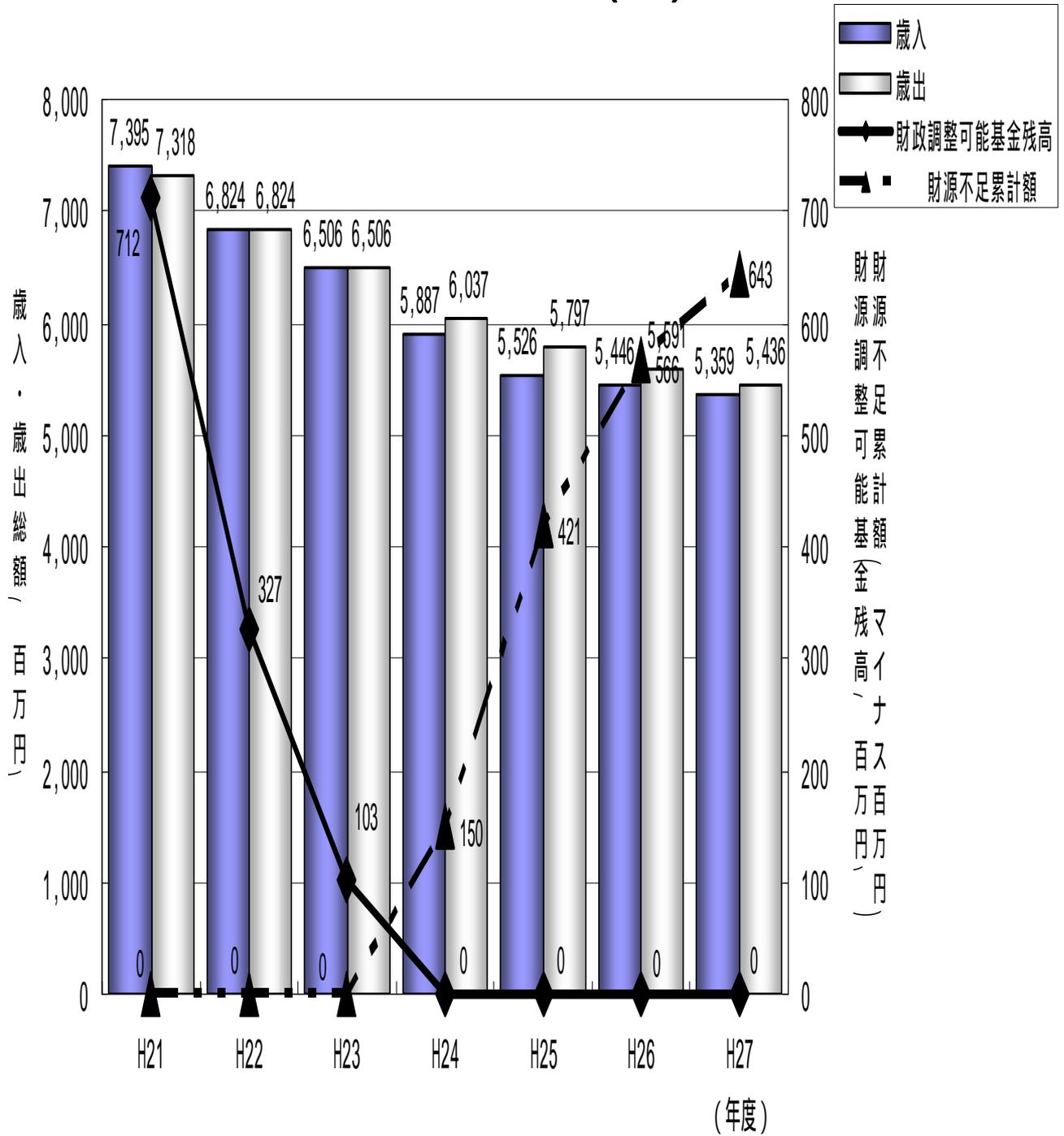
区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳 出	人 件 費	1,428	1,472	1,365	1,324	1,346	1,243	1,199
	扶 助 費	512	512	512	512	512	512	512
	公 債 費	1,807	1,752	1,644	1,510	1,373	1,312	1,270
	小 計	3,747	3,736	3,521	3,346	3,231	3,067	2,981
	物 件 費	887	845	845	840	840	840	840
	補 助 費 等	947	853	852	742	733	722	684
	繰 出 金	829	877	879	834	809	796	765
	普通建設事業	749	432	331	201	113	96	96
	うち単独事業費	699	146	126	96	66	66	66
	そ の 他	159	81	78	74	71	70	70
計 (B)	7,318	6,824	6,506	6,037	5,797	5,591	5,436	

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
差引額 (A) - (B)	77	0	0	150	271	145	77
財源不足の累計額	0	0	0	150	421	566	643
財政調整可能基金残高	712	327	103	0	0	0	0

財政調整可能基金残高には、備荒資金組合超過納付分を含む。

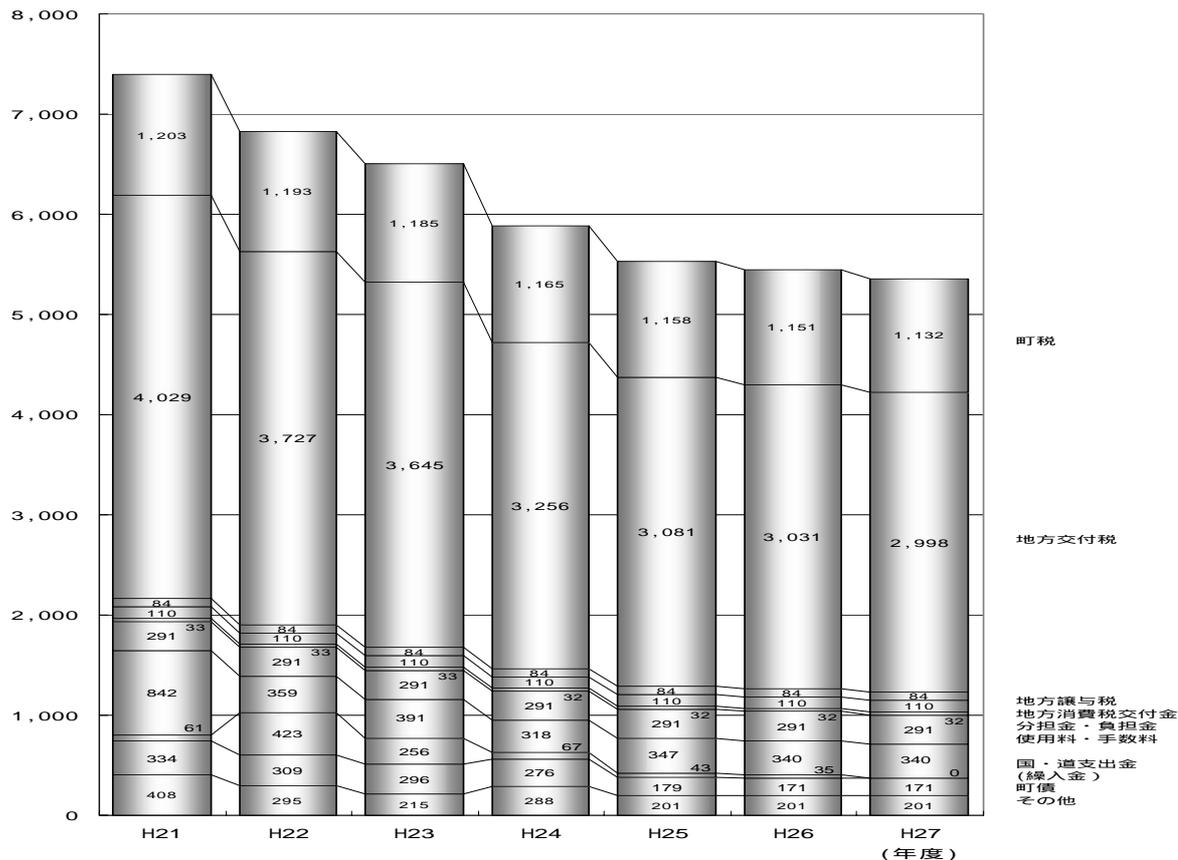
平成 24 年度から収支不足が発生し、平成 27 年度で財源不足累計額が実質赤字比率の早期健全化基準を超え「財政健全化団体」となることが予想されます。

歳入・歳出総額の推移（現状）



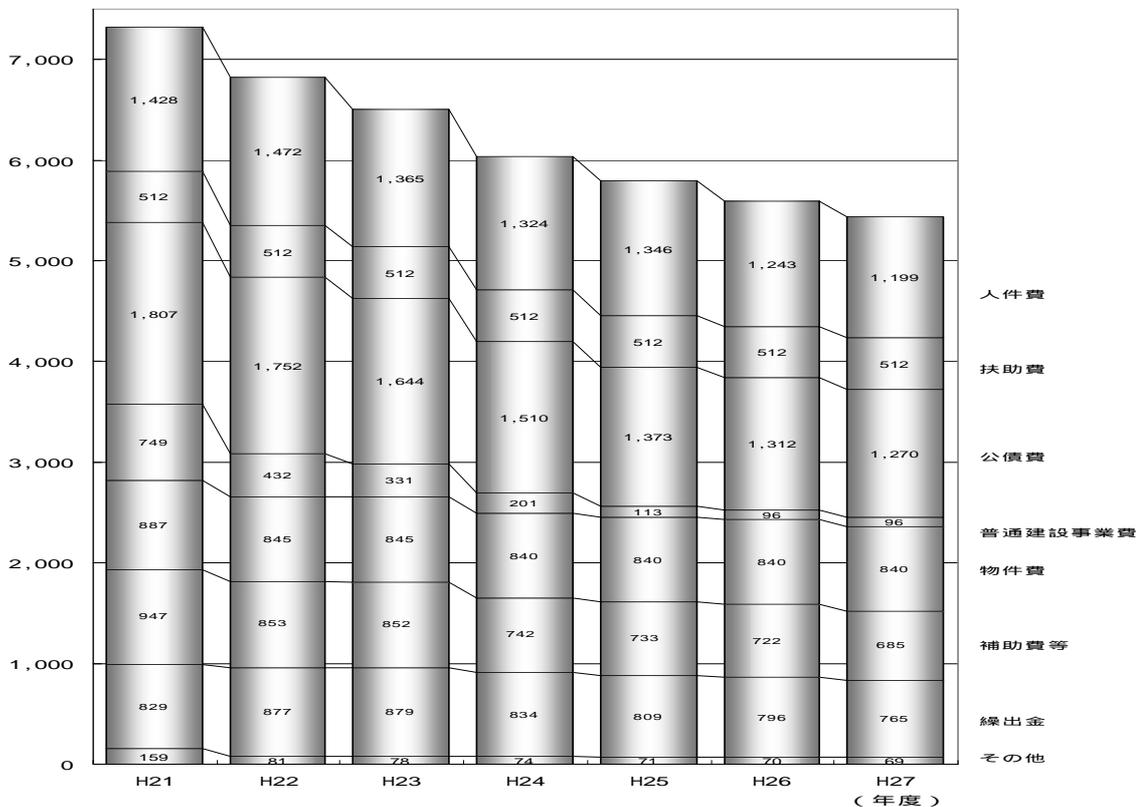
歳入見通し（現状）

(百万円)



歳出見通し（現状）

(百万円)



4 特別会計・企業会計の財政収支見通し

特別会計・企業会計の財政収支見通しについては、健全化法による連結決算の考え方に基づき各会計において収支計画を策定しています。

【特別会計の収支見通し】

(単位：百万円)

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
下 水 道	歳 入	870	865	833	771	721	678	628
	うち繰入金	254	296	270	265	246	232	200
	歳 出	965	864	832	770	721	678	626
	単年度収支	95	1	1	1	0	0	2
	赤字額	95	94	93	92	92	92	90
	解消可能資金不足額	536	618	687	672	684	679	673
簡 易 水 道	歳 入	107	110	132	126	112	84	83
	うち繰入金	55	49	52	46	42	42	41
	歳 出	103	109	132	126	112	84	83
	差引額	4	1	0	0	0	0	0
国 保	歳 入	1,540	1,452	1,436	1,438	1,424	1,411	1,398
	うち繰入金	182	170	167	131	130	128	127
	歳 出	1,540	1,452	1,436	1,438	1,424	1,411	1,398
	差引額	0	0	0	0	0	0	0
老 人 保 健	歳 入	10						
	うち繰入金							
	歳 出	10						
	差引額	0						
介 護 保 険	歳 入	809	801	1,023	1,025	1,030	1,035	1,066
	うち繰入金	133	142	170	170	171	172	174
	歳 出	809	801	1,023	1,025	1,030	1,035	1,066
	差引額	0	0	0	0	0	0	0
後 期 高 齢	歳 入	135	134	134	135	137	138	140
	うち繰入金	44	43	43	44	44	45	46
	歳 出	134	134	134	135	137	138	140
	差引額	1	0	0	0	0	0	0
後期高齢(連合)		161	177	177	178	176	177	177

- 1 資金の不足が生じた場合に、算定が必要となる解消可能資金不足額が、資金の不足額を上回ることから、資金不足率算定上の資金不足額が発生しない。
- 2 解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

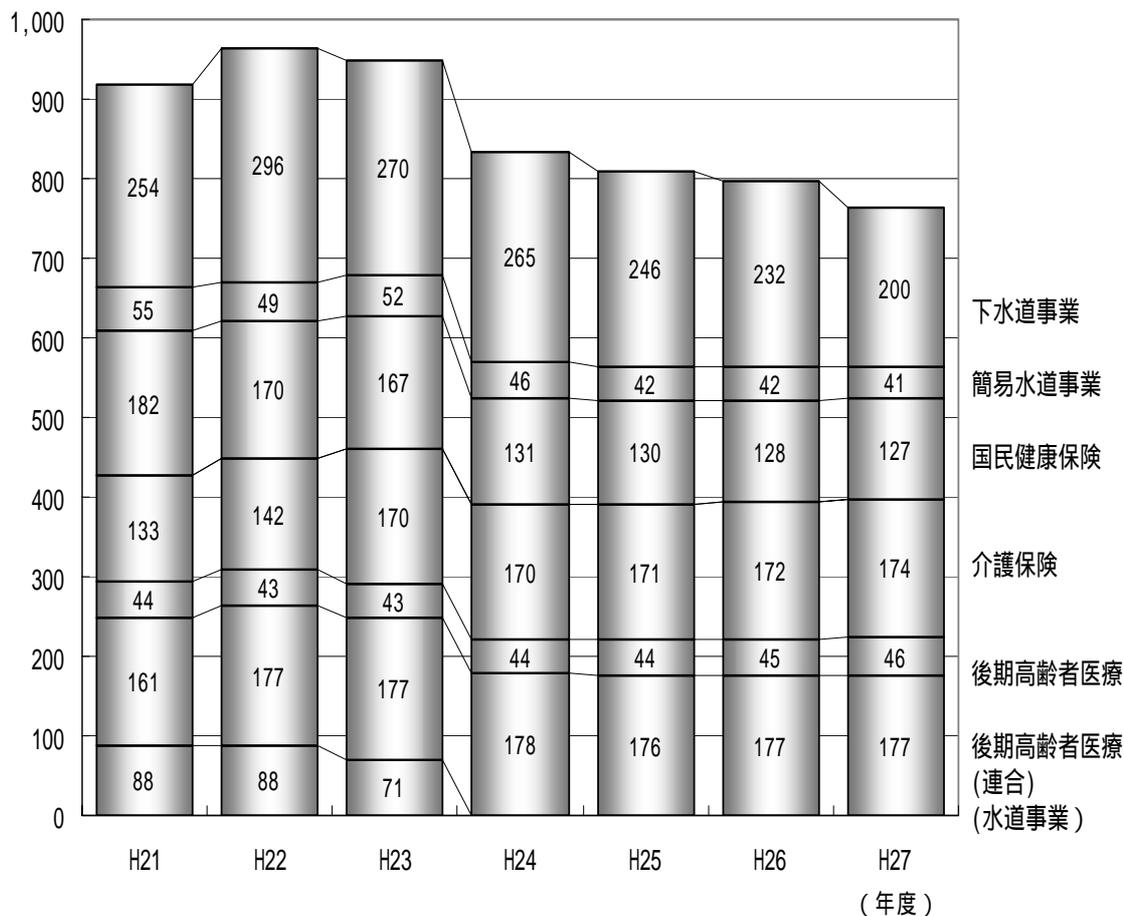
【水道会計の収支見通し】

(単位：百万円)

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
収 益 的 収 支	総 収 入	251	249	248	247	247	247	246
	総 費 用	231	214	220	227	224	230	230
	純利益(損失)	20	35	28	20	23	17	16
	累 積 欠 損 金	130	95	67	47	24	7	9
資 本 的 収 支	収 入	95	188	169	98	97	44	120
	支 出	189	252	216	148	151	90	166
	差 引	94	64	47	50	54	46	46
	4条不足補填額	94	64	47	50	54	46	46

繰入金見通し(現状)

(百万円)



5 将来の財政指標の見通し

一般会計及び特別・企業会計の現状で推移した場合の収支見通しなどを基に、地方財政健全化を判断する4つの指標の見通しは次のとおりです。

(1) 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字は、平成24年度から赤字が発生し、平成27年度には当町の早期健全化基準である15%を超え、「財政健全化団体」となる見通しです。

【実質赤字額及び実質赤字比率の推移】 (単位：百万円、%)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
実 質 赤 字 額	77	0	0	150	421	566	643
標 準 財 政 規 模	5,026	4,771	4,691	4,374	4,271	4,219	4,184
実 質 赤 字 比 率	0.0	0.0	0.0	3.4	9.9	13.4	15.4
早期健全化基準	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計のほか、特別会計、企業会計の実質収支、資金剰余額及び資金不足額の合算額を連結実質赤字額として算定すると、平成27年度で8.2%となり、早期健全化基準の20%を下回っておりますが、このまま対策を講じなければ、「財政健全化団体」となる見通しです。

【連結実質赤字額及び連結実質赤字比率の推移】 (単位：百万円、%)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
一 般 会 計	77	0	0	150	421	566	643
国 保 会 計	0	0	0	0	0	0	0
下 水 道 会 計	0	0	0	0	0	0	0
老 人 保 健 会 計	0	0	0	0	0	0	0
介 護 保 険 会 計	0	0	0	0	0	0	0
簡 易 水 道 会 計	4	1	0	0	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	1	0	0	0	0	0	0
水 道 会 計	34	74	124	169	212	255	299
連結実質赤字額	116	75	124	19	209	311	344
標 準 財 政 規 模	5,026	4,771	4,691	4,374	4,271	4,219	4,184
連結実質赤字比率	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	7.4	8.2
早期健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、平成 17 年度決算で 28.2%となり、公債費の適正管理を行うことを目的に「洞爺湖町公債費負担適正化計画」を策定しました。

しかし、平成 19 年度決算では 29.9%と増加し、平成 20 年度決算では 29.8%となったことから、健全化法による早期健全化基準 25%を超え「財政健全化団体」となりました。

当町としては、実質公債費比率の低減化を図るため、債務負担行為を設定して取得した比較的利率の高い単身者住宅購入費や洞爺高校寄宿舎購入費を、平成 20 年度及び平成 21 年度にそれぞれ繰上償還を行っております。

起債償還のピークは平成 21 年度に迎えますが、それ以降は起債事業の抑制などから減少傾向となり、平成 24 年度決算において早期健全化基準の 25%を下回る数値となります。その後、平成 27 年度決算で起債許可団体となる基準の 18%を下回る数値となり、平成 28 年度から許可団体から協議団体へ移行する見込みです。

【実質公債費比率の推移】

(単位：%)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
単年度実質公債費比率	25.4	26.5	23.7	21.6	19.2	17.9	16.2
実質公債費比率(3カ年平均)	29.8	28.5	27.3	25.2	23.9	21.5	19.5
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

1 実質公債費比率の年度については、算定年度であります。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき地方債の現在高と債務負担行為支出額等の合計額を標準財政規模に対する指標で、公営企業、出資法人等を含めた一般会計等の実質負債を把握するもので、推計の結果、今後も地方債の現在高の減少により、早期健全化基準である 350%を下回る見込みとなっております。

【将来負担比率の推移】

(単位：%)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
将来負担比率	212.1	227.2	221.7	217.6	212.1	208.7	205.6
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

資金不足比率については、赤字会計は一部存在しますが、現段階では下水道会計、簡易水道会計、水道会計で資金不足比率が発生する会計はなく、また、将来推計においても、資金不足比率が発生することが想定されないことから、数値は計上しません。

6 財政健全化に向けた基本方針

(1) 計画の目的

本格的な地方分権の時代を迎えたものの景気の低迷など依然厳しい財政状況のもと、少子高齢化の進展などの地域を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、将来にわたる地域の維持・活性化のために、行財政基盤や行政サービス体制の強化を図るべく2町村の合併により、新町「洞爺湖町」が誕生しました。

今後も三位一体の改革による地方交付税の見直し等により厳しい財政状況が続くものと予想されますが、こうした厳しい財政状況の中で行政サービス水準を維持し、新たな行政需要に対応するためには、財政基盤の確立を図るとともに安定した財政運営が求められます。平成20年度末の地方債残高は約154億円（うち有珠山噴火災害関連事業分約59億円）で償還が平成21年度にピークとなります。このため、実質公債費比率が早期健全化基準の25%を下回るのは平成24年度決算となる見通しです。

今後は、公営企業会計を含めた建設（起債）事業の縮減による地方債発行の抑制と財源不足による赤字決算を回避するため、人件費の削減、公共施設の効率的運用、町税の税率や使用料等の改定など、歳入・歳出全般にわたり見直しを進め、職員自らが改革に取り組む姿勢を示すとともに、行政と住民との協働を基本に、町民の理解と協力を得ながら行財政改革を一層推進し、経常収支比率、実質公債費比率の指標を改善する方向で財政の健全化を図ることを目的とします。

(2) 計画期間

計画期間は平成21年から平成27年度までの7年間とし自主的な財政健全化の取り組みとします。

なお、取組状況については、毎年度終了後速やかに公表するとともに、決算状況などにより、計画の実施状況を検証し、必要に応じて見直します。

(3) 財政健全化の目標

財政運営の健全化に向けた目標として、財政指標を計画期間内に早期健全化基準内の数値に改善を図り、経常収支比率についても改善を図ります。

実質赤字比率

一般会計等における収支については、赤字を発生させない財政運営を行います。

連結実質赤字比率

一般会計等の収支改善により、赤字を発生させない財政運営を行います。

実質公債費比率

公債費負担適正化計画や行財政改革の確実な実行により、計画期間内に早期健全化基準以内の数値とし計画を完了させ、さらには、比率を18%以下とし、許可団体から協議団体へ移行します。

将来負担比率

公債費負担適正化計画や行財政改革の確実な実行により、町債現在高を計画的に減少させ、比率の低下を図ります。

経常収支比率の改善

平成19年度決算で経常収支比率は100.1%と100%を超え、平成20年度決算では102.1%と高い水準にあり財政の弾力性が失われていることから、改善が必要となっています。

町税などの経常一般財源が減少傾向にあり、また、義務的経費が増加している中、早期の改善は難しい状況にありますが、経常経費の削減等により平成27年度における経常収支比率を、95%を目標とします。

(4) 財政健全化の重点事項と具体的取組みについて

収支見通しでは、平成24年度以降、赤字決算が見込まれ、計画期間全体で6億4千3百万円の収支不足額が発生し、実質赤字比率で「財政健全化団体」になることが予想される極めて深刻な状況です。

このため歳入・歳出全般にわたり徹底的な見直しが必要であり財政健全化を確実に推進していくため、「洞爺湖町行財政改革実施計画」を基本として人件費の削減をはじめ、行政の役割を終えた事務事業・非効率な事務事業、町単独で上乘せサービスをしている事業の廃止、不要不急な事業の凍結など全事務事業の見直しを徹底し、経常経費、臨時的経費の大幅な削減を行い、また、町税、使用料、手数料などの自主財源の安定的な確保に努めます。

以下の項目について重点的に取組み財政健全化を図ります。

重点事項	具体的施策	実施項目	
定数管理・給与の適正化及び人材育成	給与の独自削減	特別職、一般職の給与削減の拡大	
	職員の定数管理	職員数の削減	
健全な財政運営	公共投資の重点化とコスト縮減	普通建設事業の抑制	
	遊休財産の適正管理	遊休財産等の処分と活用方法の検討	
	事務的経費の見直し	内部管理経費等の縮減	
	補助金等の整理合理化	補助金等の整理合理化	
	町税等の歳入確保と負担の適正化	町有林の管理・活用	
		固定資産税の超過課税	
		固定資産税の軽減措置の縮小	
		受益者負担の適正化	
事務事業の再編・整理・廃止、統合	公共施設の統廃合等		
	町立洞爺高校のあり方についての検討		
効率的な事務事業の推進	公営企業、特別会計の経営健全化 (繰出金の削減)	一般職の給与削減の拡大	
		国民健康保険税の均一化	
		事務事業の見直し	
		下水道料金の改正	

7 財政健全化の具体的項目における目標額

総目標額 886百万円

1 給与の独自削減の拡大 . . . **目標額 416百万円**

(1) 特別職の給与削減 . . . **目標額 35百万円**

特別職の給与削減は、平成19年4月以降、18.2%の独自削減を継続中ですが、計画期間中の平成22年度から平成26年度までは財政健全化のため、これまで以上に厳しい削減率30.4%とし、早期健全化に向けて推進します。

区 分	本来給	15%	28%	削減額	-
給料月額 (単位:円)	町長	807,000	685,950	581,040	225,960
	副町長	653,000	555,050	470,160	182,840
	教育長	612,000	520,200	440,640	171,360
期末手当加算率	15%	0.0%	0.0%		

平成22年度から平成26年度の期間における削減率30.4%に、人事院勧告に削減率を加えると削減率は32.0%となります。

【特別職の給与削減効果(実質効果)】 (単位:百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標額		7	7	7	7	7	

従来の独自削減額の数値から新たな削減額の数値を控除した実効果を求めました。

【特別職の給与削減効果(本来効果)】 (単位:百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
効果額	7	15	15	15	15	15	7

(2) 一般職の給与削減 . . . **目標額 381百万円**

一般職の給与については、平成19年6月以降、給料で平均8%の削減と期末勤勉手当の加算措置の削減などで給与を平均9.2%の独自削減を実施しておりますが、計画期間中の平成22年度から平成26年度までは、さらなる削減が必要となることから削減率を拡大します。

区 分	H18	H19~H21	H22~H26	H27
給与(削減率)		平均9.2%	平均14.6%	平均7.2%
期末勤勉手当役職加算率	5.0%~15.0%	0.0%	0.0%	0.0%
管理職手当(削減率)		8.5%	15.0%~20.0%	8.5%

平成21年度の削減率9.2%には、人事院勧告による給与削減率(給料で平均0.2%、期末勤勉手当0.35か月分の引下げ)約2.0%が含まれています。

平成22年度から平成26年度の期間における削減率14.6%に、人事院勧告による削減分を加えると削減率は約16.5%となります。

【一般職の給与削減効果(実質効果)】 (単位:百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標額		84	78	75	74	70	

【一般職の給与削減効果(本来効果)】 (単位:百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
効果額	100	160	155	149	147	137	65

- 2 議員定数の見直し（対策前の推計に見込んでいるため効果額は計上しません。）
議会の自主的な取組みとして、平成 23 年から議員定数を 18 人から 14 人に見直します。

【議員定数見直し実質効果】（参考）（単位：百万円）

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
効 果 額			1 3	1 3	1 3	1 3	1 3

3 議員報酬の検討

議員報酬については、平成 19 年度から期末手当の 20%の独自削減を継続中ですが、さらなる削減について検討しています。

4 農業委員会委員定数の見直し

農業委員会の自主的な取組みとして、平成 22 年から委員定数を 17 人から 14 人に見直します。

5 職員数の抑制（対策前の職員数推計を定員適正化計画に基づいているため効果額は計上しません。）

特別職 3 人を除く一般職員数は平成 21 年 4 月現在で 180 人（一般会計職員 144 人、特別会計等職員 21 人、高等学校関係職員 15 人）です。

職員定数については、平成 21 年 9 月策定の定員適正化計画のとおり、職員採用の抑制や民間委託の推進等により平成 21 年度から平成 27 年度までの 7 年間で 34 人（19.1%）の削減に取り組みます。

（定員適正化計画期間は平成 22 年度から平成 32 年度まで）

また、著しい職員数の削減によって、行政サービスの安定的供給に影響を及ぼさないよう、組織機構の見直し、出先機関の見直し、事務事業の効率化、民間委託等を継続的に実施し、必要最小限の職員数を見極めながら、定員の適正化と人件費の抑制に努めます。

【計画期間中の職員数の推移】（高等学校関係職員を除く）（単位：人）

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
年度当初職員数	165	162	158	153	151	143	137	
採用予定者数	0	0	1	1	1	1	2	6
退職予定者数	3	5	6	3	9	8	6	40
年度末職員数	162	157	152	150	142	135	131	
増 減	3	5	5	2	8	7	4	34

【平成 21 年度以前の職員数の状況】（単位：人）

区 分	H16	H17	H18	H19	H20
年度当初職員数	202	197	184	181	175
採用者数	0	1	0	1	0
退職者数	6	13	4	6	10
年度末職員数	196	184	180	175	165
増 減	6	12	4	5	10

合併前は日町村職員数の合計、高等学校関係職員を除く

【職員数の抑制実質効果】（参考）（単位：百万円）

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
効 果 額	9 0	3 0	3 8	4 3	1 3	6 2	4 2

6 普通建設事業の抑制・・・ 目標額 60百万円

投資的経費は政策的経費ですが、極めて厳しい財政状況から、住民生活に影響するものや財政健全化を図るうえで必要なものを除き実施しません。また、起債発行は極力抑制し公債費負担の低減に努め、一般財源ベースで 1 千万円の削減を行うものとします。

なお、削減の目標額は事業の円滑な推進のため計画期間中の総枠管理とし、年度間の増減は弾力的に対応します。

【普通建設事業の一般財源削減目標額】 (単位：百万円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
目 標 額		10	10	10	10	10	10

7 遊休財産等の処分・・・ 目標額 54百万円

普通財産の内、具体的に利用計画がないまま保有している土地については、広報誌、ホームページなどに掲載し積極的に売払いに取り組みます。また、行政財産、普通財産を問わず、今後、行政目的としての活用が見込めない土地については、積極的に売却を促進し、財源不足の補填財源とします。

【目標額】 (単位：百万円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
目 標 額		13	21	20			

8 内部管理経費等の縮減・・・ 目標額 12百万円

内部管理経費については、行財政改革において経常的経費の見直し(旅費の見直し、消耗品等の削減、事務用品の自前購入の徹底、保守点検委託料等の見直し)や内部管理経費の見直し(事務機器の削減、公用車の削減、光熱水費等の節減)職員対応による業務の見直し(庁舎等清掃業務、土日祝日の日直業務など)を行ってきましたが、さらに徹底した削減に努めます。

【削減の目標額】 (単位：百万円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
目 標 額		2	2	2	2	2	2

9 補助金等の整理合理化・・・ 目標額 18百万円

補助金の見直しについては、行財政改革実施計画により実施していますが、さらに「補助金等の見直し基準」に照らし合わせ、支出の根拠並びに効果、受益度を検証し、ゼロベースから見直しを行います。

【削減の目標額】 (単位：百万円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
目 標 額		3	3	3	3	3	3

10 町税等の歳入確保と負担の適正化・・・ 目標額 153百万円

(1) 町有林の管理・活用・・・ 目標額 2百万円

森林環境の保全から町有林の適切な管理を目的に間伐を行い、新たな財源として間伐材を売払い財源不足の補填財源とします。

【目標額】 (単位：百万円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
目 標 額		1	1				

(2) 固定資産税の超過課税・・・ 目標額 84百万円

財政健全化計画前の収支見直しに対し、職員人件費や町民サービスの見直しを含む事務事業の見直し、さらには使用料・手数料の改正等を行っても、なお、計画期間内での赤字解消が困難であり、町が直面する財政危機の中で、住民が必要とするサービスをできるだけ維持するため、多くの町民の方々

の理解と協力を得て固定資産税の超過課税を実施することとします。

【税率】土地、家屋、償却資産ともに課税標準額の1.4% 1.5%（プラス0.1%）

【固定資産税の超過課税による増加目標額】（単位：百万円）

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標額				42	42		

(3) 固定資産税の軽減措置の縮小・・・ 目標額 30百万円

国際観光ホテル整備法登録ホテルについては、現在、家屋について20%の軽減措置を行っていますが、軽減措置期間の規定が設けられてなく、減免の適切な運用から、平成27年度より新築後5ヵ年とした軽減措置期間を設定し、現有分については平成26年度まで適用とします。

【目標額】（単位：百万円）

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標額							30

(4) 受益者負担の適正化・・・ 目標額 37百万円

大幅な歳入の増加が期待できない社会情勢のもと、町民ニーズに応えつつ健全な財政運営を維持していくには、受益と負担の公平確保の観点から、行政サービスを利用することによって利益を受ける人に、この受益の範囲内でサービスの対価として使用料や手数料等を負担していただくこと（受益者負担の原則）が「受益者負担の適正化」の考え方の前提であるとしており、利用する人と利用しない人との間に不公平が生じないように、このコストを誰がどの程度負担するのか（住民全体による負担と利用者による負担の割合）について明確にし、受益と負担の公平性を確保する必要があることから、適正な受益者負担を設定します。

(ア) 高齢者交通費助成事業の有料化・・・ 目標額 5百万円

適正な受益者負担のあり方や利用者の実態調査による検証を行い、有料化の導入においては、低所得者層に配慮を行います。

【目標額】（単位：百万円）

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標額			1	1	1	1	1

(イ) 高齢者入浴助成事業利用者負担金の改正・・・ 目標額 13百万円

利用者の増加に伴い、事業経費も増加しており、一般入浴使用料を公衆浴場料金に改定することから、利用者負担金についても事務経費も含めて、改定を行います。（改定100円 改定後150円）

【目標額】（単位：百万円）

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標額	1	2	2	2	2	2	2

(ウ) 一般入浴助成事業の使用料の改正・・・ 目標額 7百万円

現在、公衆浴場統制単価が420円となっており使用料を同額に改正します。

【目標額】（単位：百万円）

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標額	1	1	1	1	1	1	1

(エ) 公共施設の減免規定の改正、学校開放事業の有料化 …… 目標額 6百万円

公共施設（集会所・体育施設・社会教育施設など）の使用については、町の条例に基づき施設利用者から、その利用の対価として使用料を負担していただいておりますが、町民や公共的又は公益的団体が使用する場合は、その活動内容に応じて使用料を10割減免の対象としております。

公共施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は、約4%程度であり、維持管理経費を使用料では賄うことはできず、経費の大半は、町税により負担していることとなります。「利用する人」と「利用しない人」との負担の不公平を考えると、受益者負担の公平性の確保と減免措置による減収の縮減を図るため、これまでの10割減免を一律5割減免に統一し、この基準を適用することが無理な場合は、施設の事情を勘案して規定を設けることとします。

また、学校開放事業については、管理経費が削減されている中、体育館の電気代、水道代など本事業での負担額は大きく、利用者もサークルなどの団体であることから、適正な受益者負担の原則から、実費相当分の利用者負担を行います。

【目標額】 (単位：百万円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
目 標 額		1	1	1	1	1	1

(オ) 保育料の改正 …… 目標額 6百万円

現在の保育料体系は、各階層で国の基準と比較するとバラツキが大きく、各階層の幅も大きく不公平感があり、合併時に虻田町の体系に統一を図ったが、基本的には平成11年以来改定を行われていない状況であり、保育料について適正な受益者負担の観点から検証し、見直しを行います。

【目標額】 (単位：百万円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
目 標 額		1	1	1	1	1	1

11 公共施設の統廃合等 …… 目標額 60百万円

公共施設の見直しは、少子・高齢化、景気の低迷などにより厳しい財政状況の中、限られた財源や人材を真に必要な分野に重点的に活用することが必要となります。また、虻田町、洞爺村で整備された施設については、今後、老朽化に伴い、維持補修や大規模改修などによる所要経費の増加が予想されることから、維持管理コストの削減の検討と利用者の動態、利用者の実態調査等を的確に把握し、積極的に既存施設の廃止、縮小を図るとともに、合併効果の創出という視点に立った効率的、効果的な施設整備を行います。

(1) 廃 止

入浴施設「松の湯」 …… 目標額 24百万円

【目標額】 (単位：百万円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
目 標 額				6	6	6	6

(2) 統 合

給食センター …… 目標額 36百万円

【目標額】 (単位：百万円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
目 標 額				9	9	9	9

(3) 検討

保育所の統合

12 町立洞爺高校のあり方についての検討

町立洞爺高校は、昭和27年に地域に高校教育を受ける機会の確保のため、地域高校として設置され現在に至っておりますが、少子化による影響から毎年定員を満たしておらず、入学者の大半が町外者であり、洞爺湖町内からの入学者は約2割程度となっております。

このような状況から、当初の目的である地域高校としての役割が薄れており、今後の洞爺高校のあり方について、多くの町民の皆様から意見を聞き、町立高校としての必要性について検討いたします。

13 特別会計の経営健全化・・・ 目標額 113百万円

健全化法の施行に伴い、全会計の収支状況で財政の健全化が判断されることとなったことから、各特別会計、企業会計の事業運営について、受益者負担の適正化、内部管理経費の削減に積極的に取り組み、効率的な運営を確立するとともに、一般会計からの繰出金等を削減します。

(1) 各特別会計の一般職の給与削減・・・ 目標額 35百万円

一般会計に準じて行い、水道会計については、企業会計の剰余金を町全体の赤字補填として使用することはできないので、赤字解消を目的とした当該計画に、黒字要素は含めません。

【一般職の給与削減効果(実質効果)】 (単位:百万円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標額		7	7	7	7	7	

(2) 国民健康保険税の不均一税率の改正・・・ 目標額 66百万円

経過措置による旧町村の国民健康保険税の統一化を図ります。

【目標額】 (単位:百万円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標額		6	12	12	12	12	12

(3) 国民健康保険会計による内部管理経費の削減・・・ 目標額 12百万円

【目標額】 (単位:百万円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標額		2	2	2	2	2	2

(4) 下水道料金の改正・・・ 目標額 30百万円

下水道会計における赤字解消策として、5%の料金改定を行います。特別会計の剰余金を赤字補填として使用することから、一般会計の赤字解消を目的とした当該計画に黒字要素は含めません。

【目標額】 (単位:百万円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標額					10	10	10

以上の対策を行うことにより、普通会計及び特別会計における対策額の合計は次のとおりです。

【普通会計における目標額】

(単位：百万円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
給与の独自削減の拡大		9 1	8 5	8 2	8 1	7 7	
普通建設事業の抑制		1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
遊休財産等の処分		1 3	2 1	2 0			
内部管理経費等の縮減		2	2	2	2	2	2
補助金等の整理合理化		3	3	3	3	3	3
町税等の歳入確保と負担の適正化	2	6	7	4 8	4 8	6	3 6
公共施設の統廃合等				1 5	1 5	1 5	1 5
合 計	2	1 2 5	1 2 8	1 8 0	1 5 9	1 1 3	6 6

【各特別会計における目標額】

(単位：百万円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
給与の独自削減の拡大		7	7	7	7	7	
国民健康保険税の不均一税率の改正		6	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
内部管理経費の削減		2	2	2	2	2	2
合 計		1 5	2 1	2 1	2 1	2 1	1 4

8 対策後の普通会計の財政収支見通し

計画期間内に、重点的に財政健全化を実施した場合の収支見通しは次のとおりです。

【財政収支見通し（財政健全化実施後）の前提条件】

（歳 入）

区 分	内 容
町 税	固定資産税の超過税率の導入及び軽減措置の縮小の効果額を反映しました。
分担金・負担金	受益者負担等の適正化による改正効果額を反映しました。
使用料・手数料	受益者負担等の適正化による改正効果額を反映しました。
財 産 収 入	町有財産売払効果額を反映しました。

（歳 出）

区 分	内 容
人 件 費	職員数の削減、特別職給与削減、一般職給与削減効果額を反映しました。
公 債 費	公債費負担適正化計画に登載の町債の元利償還金額を反映しました。
物 件 費	事務事業の見直し（内部管理経費、施設の統廃合）効果額を反映しました。
補 助 費 等	補助金の整理統合による効果額を反映しました。
繰 出 金	各会計の事業計画による繰出金を反映しました。
普通建設事業	普通建設事業の削減額を反映しました。

【普通会計財政収支見通し】(対策実施後)

(単位：百万円)

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳 入	町 税	1,203	1,193	1,185	1,207	1,200	1,151	1,162
	地 方 交 付 税	4,029	3,727	3,645	3,256	3,081	3,031	2,998
	普通交付税	3,339	3,107	3,095	2,781	2,681	2,631	2,598
	特別交付税	690	620	550	475	400	400	400
	地 方 譲 与 税	84	84	84	84	84	84	84
	地方消費税交付金	110	110	110	110	110	110	110
	小 計	5,426	5,114	5,024	4,657	4,475	4,376	4,354
	分担金・負担金	34	35	36	36	36	36	36
	使用料・手数料	292	294	294	291	291	291	291
	国・道支出金	842	359	391	318	347	340	340
	繰 入 金	61	271	97	91	127	38	
	町 債	334	309	296	276	179	171	171
	そ の 他	408	312	237	228	200	200	200
	計(A)	7,397	6,694	6,375	5,897	5,655	5,452	5,392

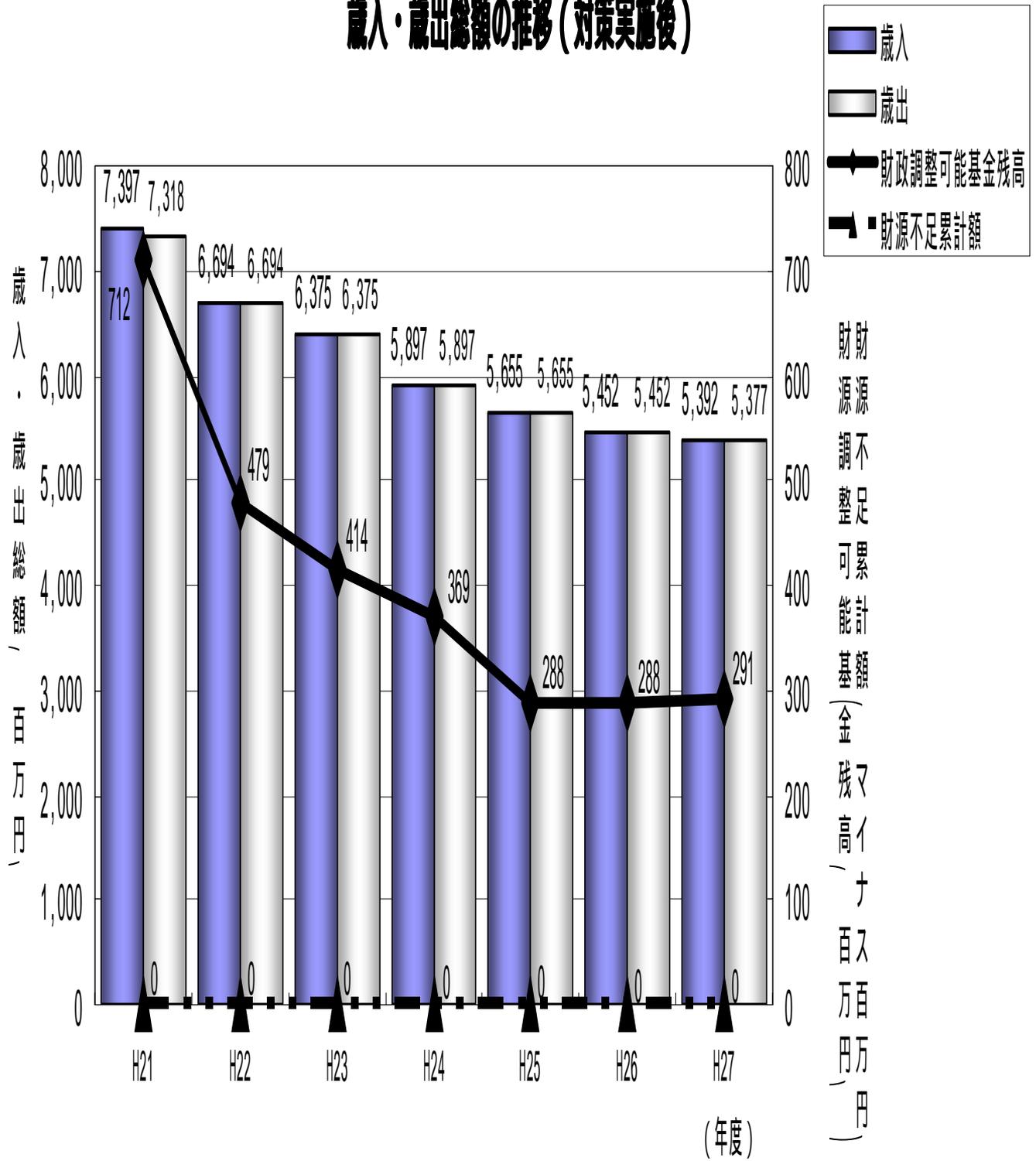
区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳 出	人 件 費	1,428	1,381	1,280	1,242	1,265	1,166	1,199
	扶 助 費	512	512	512	512	512	512	512
	公 債 費	1,807	1,752	1,644	1,510	1,373	1,312	1,270
	小 計	3,747	3,645	3,436	3,264	3,150	2,990	2,981
	物 件 費	887	843	843	821	821	821	821
	補 助 費 等	947	850	849	739	730	718	681
	繰 出 金	829	853	848	808	781	767	738
	普通建設事業	749	422	321	191	103	86	86
	うち単独事業費	699	136	116	86	56	56	56
	そ の 他	159	81	78	74	70	70	70
計(B)	7,318	6,694	6,375	5,897	5,655	5,452	5,377	

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
差引額(A) - (B)	79	0	0	0	0	0	15
財源不足の累計額	0	0	0	0	0	0	0
財政調整可能基金残高	712	479	414	369	288	288	291

財政調整可能基金残高には、備荒資金組合超過納付分を含む。

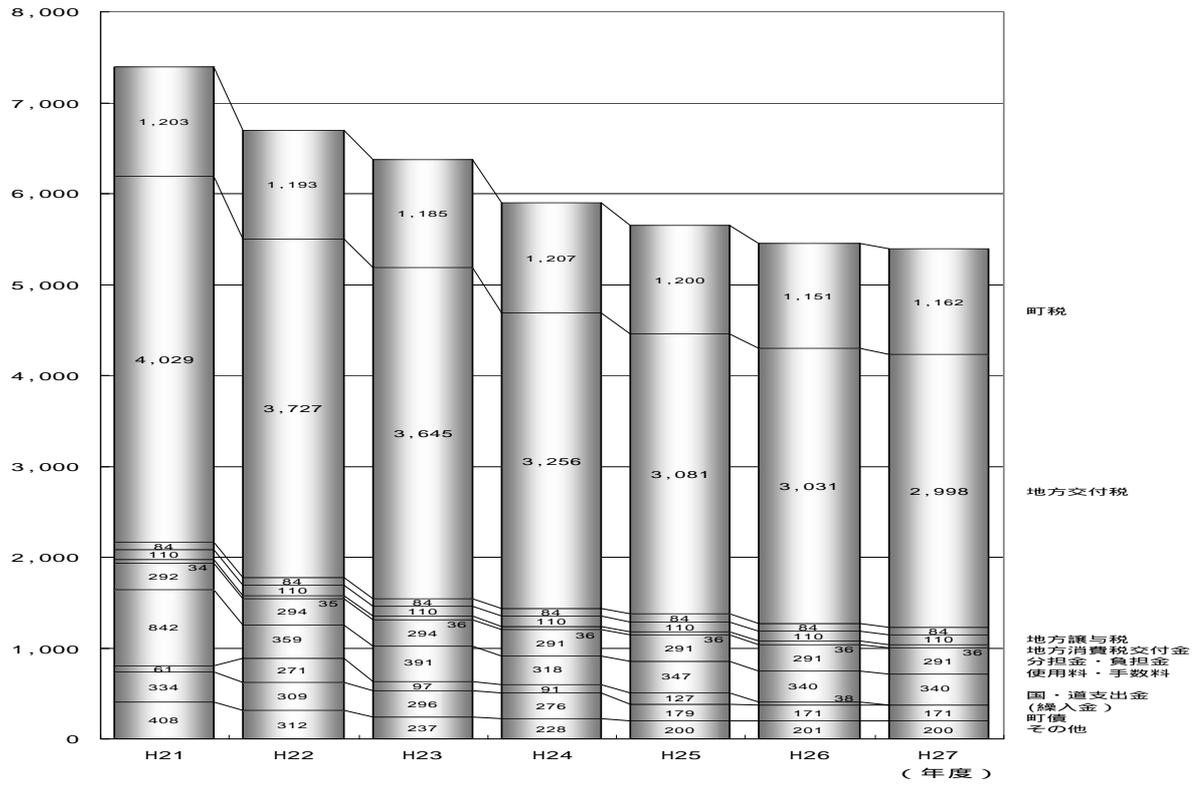
健全化対策を実施することにより、収支の均等を保った財政運営が可能となります。

歳入・歳出総額の推移 (対策実施後)



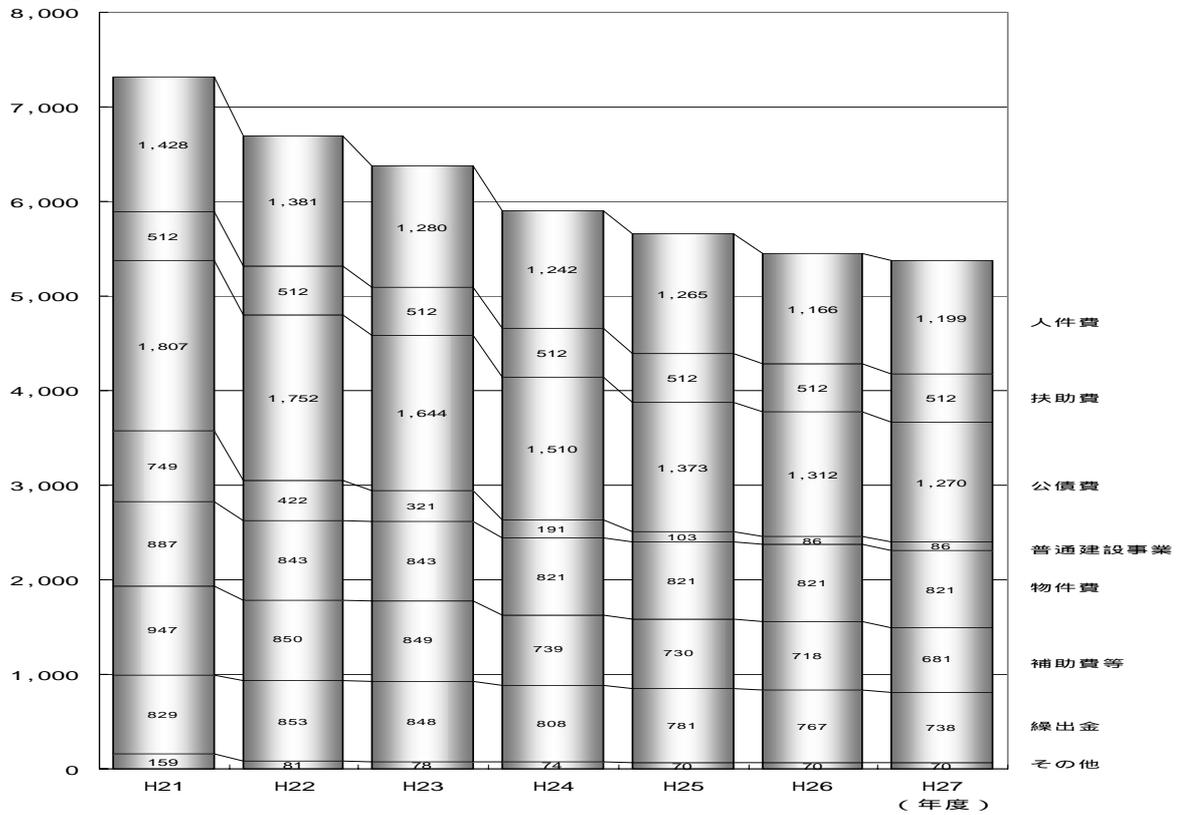
歳入見通し（対策実施後）

（百万円）



歳出見通し（対策実施後）

（百万円）



9 対策後の特別会計・企業会計の財政収支見通し

健全化対策を実施した場合の特別会計・企業会計の財政収支見通しについては次のとおりです。

【特別会計の収支見通し】

(単位：百万円)

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
下水道	歳 入	870	865	833	771	731	688	638
	うち繰入金	254	296	270	265	246	232	200
	歳 出	965	862	831	769	720	676	626
	単年度収支	95	3	2	2	11	12	12
	赤字額	95	92	90	88	77	65	53
	解消可能資金不足額	536	618	687	672	684	679	673
簡易水道	歳 入	107	110	131	126	111	84	83
	うち繰入金	55	48	52	46	40	42	41
	歳 出	103	109	131	126	111	84	83
	差引額	4	1	0	0	0	0	0
国保	歳 入	1,540	1,449	1,433	1,435	1,421	1,408	1,396
	うち繰入金	182	150	138	108	105	102	101
	歳 出	1,540	1,449	1,433	1,435	1,421	1,408	1,396
	差引額	0	0	0	0	0	0	0
老人保健	歳 入	10						
	うち繰入金							
	歳 出	10						
	差引額	0						
介護保険	歳 入	809	797	1,021	1,023	1,028	1,033	1,066
	うち繰入金	133	140	168	168	169	169	174
	歳 出	809	797	1,021	1,023	1,028	1,033	1,066
	差引額	0	0	0	0	0	0	0
後期高齢	歳 入	135	134	134	135	137	138	140
	うち繰入金	44	42	43	44	44	45	46
	歳 出	134	134	134	135	137	138	140
	差引額	1	0	0	0	0	0	0
後期高齢(連合)		161	177	177	177	177	177	176

- 1 資金の不足が生じた場合に、算定が必要となる解消可能資金不足額が、資金の不足額を上回ることから、資金不足率算定上の資金不足額が発生しない。
- 2 解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

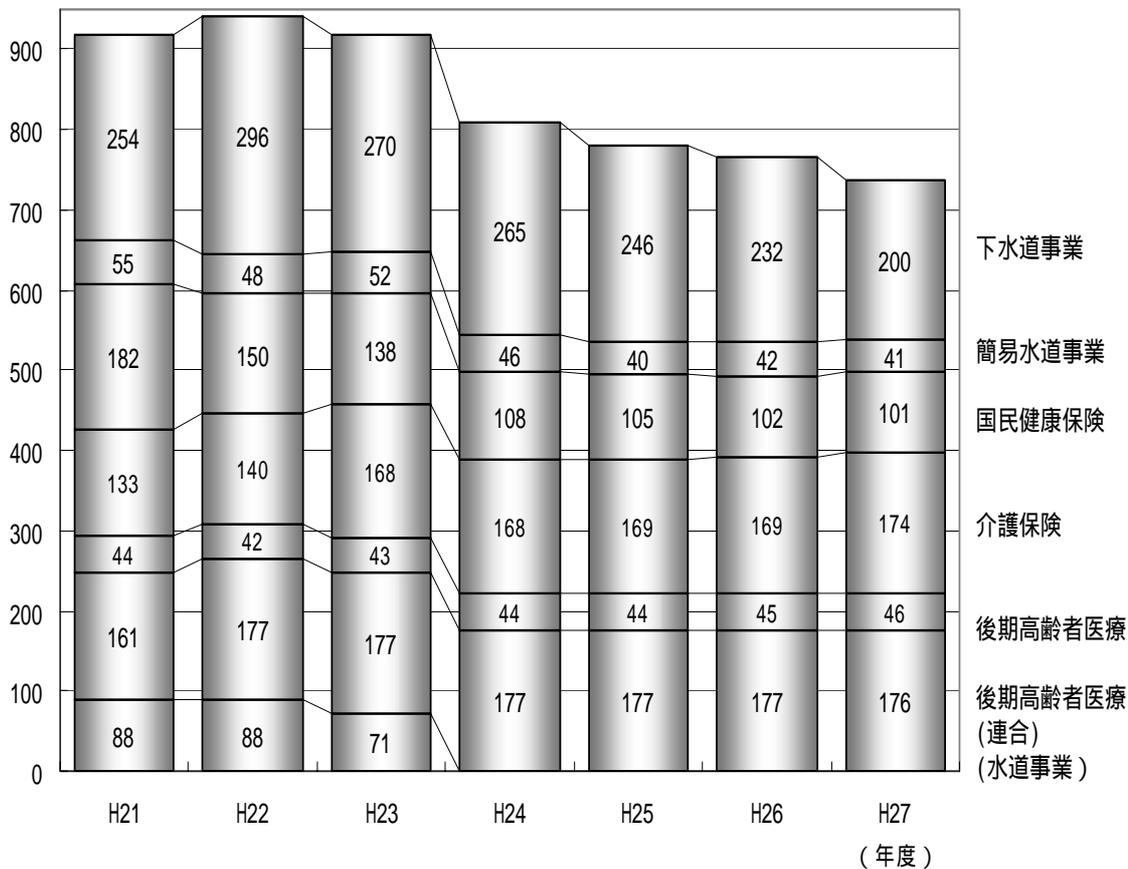
【水道会計の収支見通し】

(単位：百万円)

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
収 益 的 収 支	総 収 入	251	249	248	247	247	247	246
	総 費 用	231	210	216	224	220	226	230
	純利益(損失)	20	39	32	23	27	21	16
	累 積 欠 損 金	130	91	59	36	9	12	28
資 本 的 収 支	収 入	95	188	169	98	97	44	120
	支 出	189	252	216	148	151	90	166
	差 引	94	64	47	50	54	46	46
	4 条不足補填額	94	64	47	50	54	46	46

繰入金見通し(対策実施後)

(百万円)



10 対策後の財政指標の見通し

健全化対策を実施した場合の財政指標の見通しは次のとおりです。

(1) 実質赤字比率

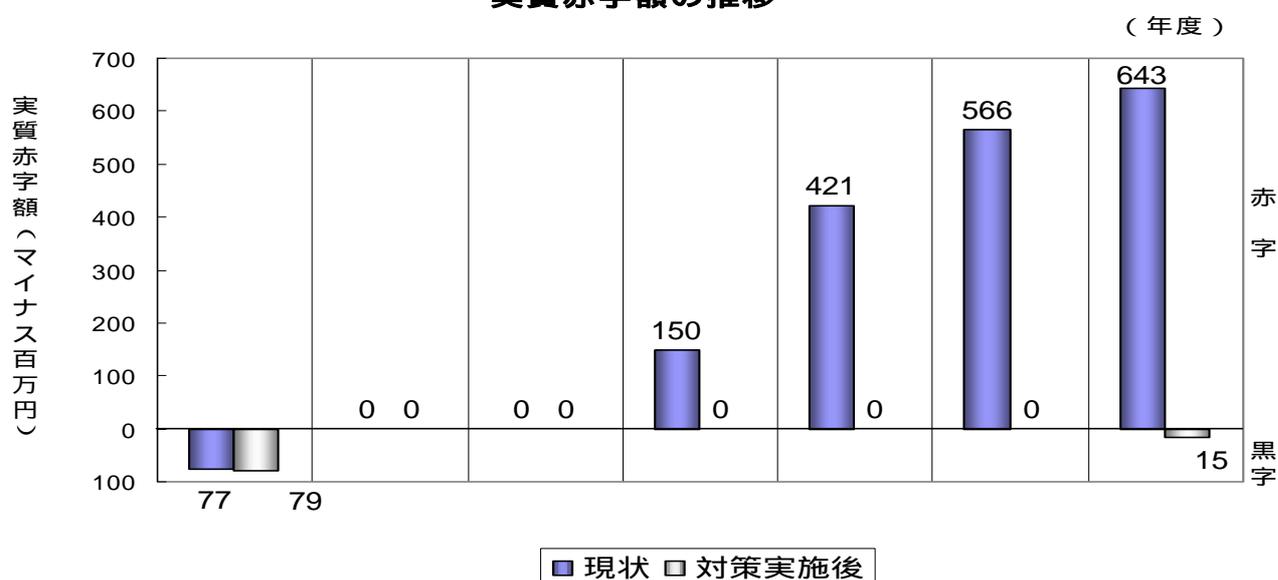
一般会計は赤字が発生しないことから、「財政健全化団体」となることはありません。

【実質赤字額及び実質赤字比率の推移】

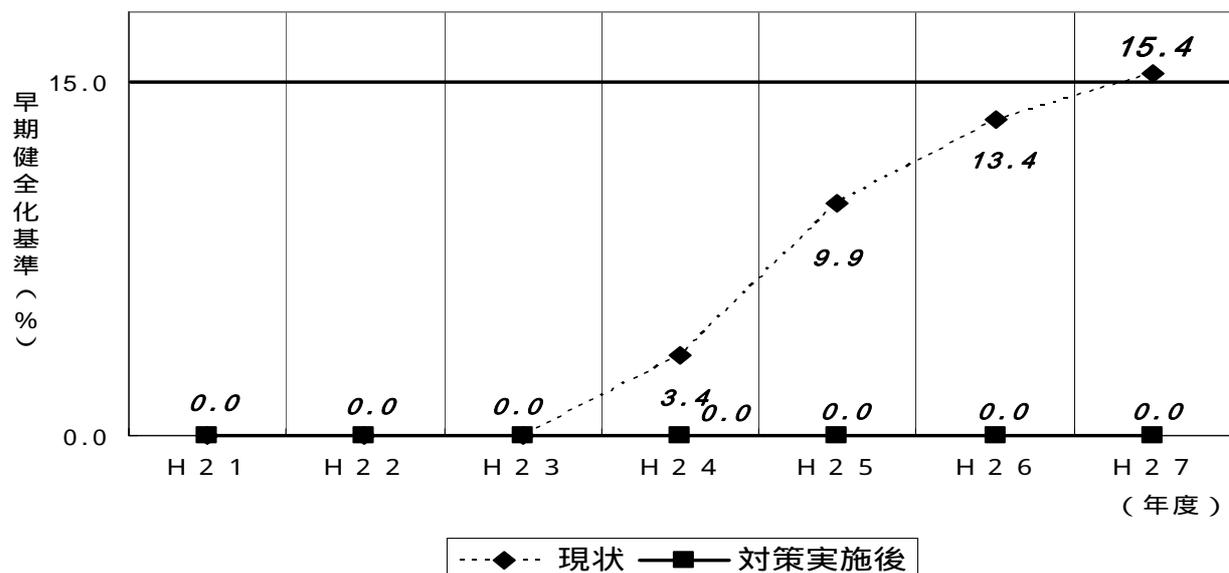
(単位：百万円、%)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
実 質 赤 字 額	79	0	0	0	0	0	15
標 準 財 政 規 模	5,026	4,771	4,691	4,374	4,271	4,219	4,184
実 質 赤 字 比 率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

実質赤字額の推移



実質赤字比率の推移



(2) 連結実質赤字比率

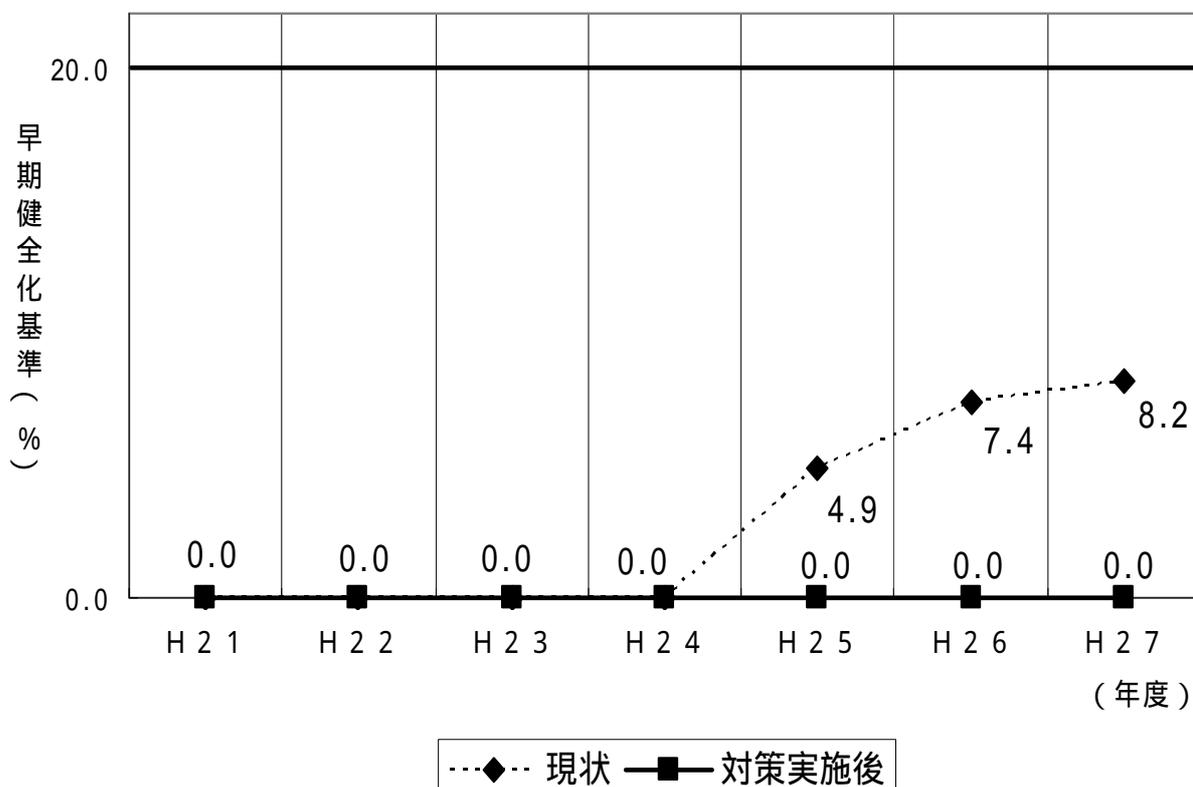
連結実質赤字比率は一般会計の赤字が解消されることから「財政健全化団体」となることはありません。

【連結実質赤字額及び連結実質赤字比率の推移】

(単位：百万円、%)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
一 般 会 計	79	0	0	0	0	0	15
国 保 会 計	0	0	0	0	0	0	0
下 水 道 会 計	0	0	0	0	0	0	0
老 人 保 健 会 計	0	0	0	0	0	0	0
介 護 保 険 会 計	0	0	0	0	0	0	0
簡 易 水 道 会 計	4	1	0	0	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	1	0	0	0	0	0	0
水 道 会 計	34	77	132	180	227	274	318
連結実質赤字額	118	78	132	180	227	274	333
標準財政規模	5,026	4,771	4,691	4,374	4,271	4,219	4,184
連結実質赤字比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

連結実質赤字比率の推移



(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費負担適正化計画の確実な実行により平成24年度決算において早期健全化基準以内の数値となります。平成27年度決算で起債許可団体となる基準の18%を下回る数値となり、平成28年度から許可団体から協議団体へ移行する見込みです。

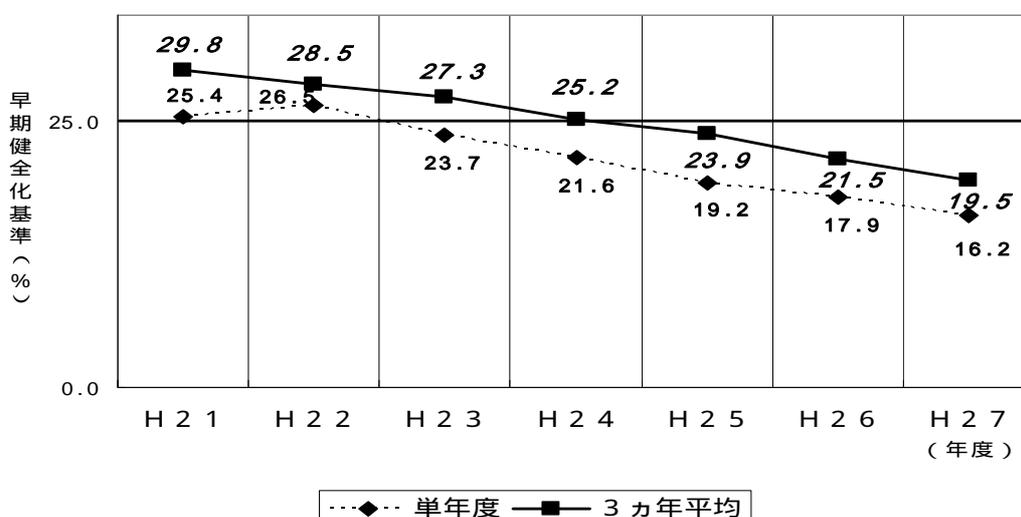
【実質公債費比率の推移】

(単位：%)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
単年度実質公債費比率	25.4	26.5	23.7	21.6	19.2	17.9	16.2
実質公債費比率(3ヵ年平均)	29.8	28.5	27.3	25.2	23.9	21.5	19.5

実質公債費比率の年度については、算定年度であります。

実質公債費比率の推移



(4) 将来負担比率

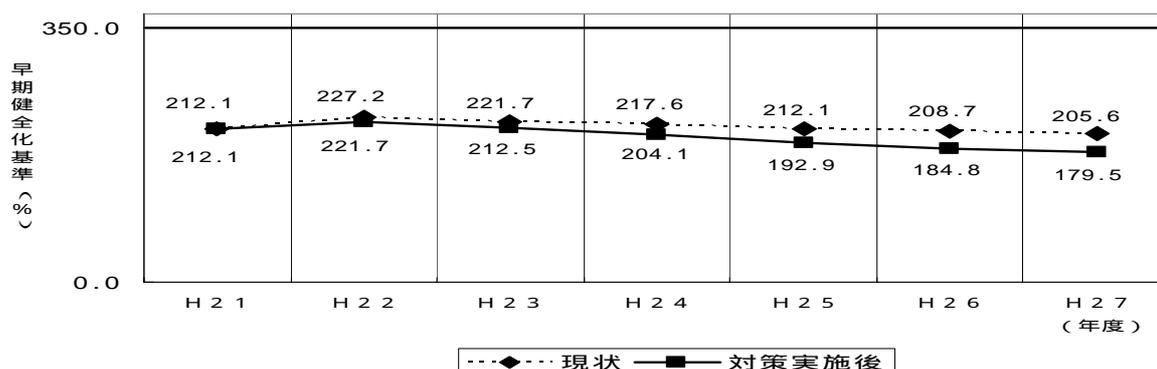
将来負担比率は、連結実質赤字の解消と充当可能資金の増加により改善されます。また、早期健全化基準である350%を下回る比率となっています。

【将来負担比率の推移】

(単位：%)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
将来負担比率	212.1	221.7	212.5	204.1	192.9	184.8	179.5

将来負担比率の推移



11 これまでの洞爺湖町行政改革実施計画における主な取組み内容

【実施計画の効果額】

(単位：百万円)

区 分	改 革 内 容	年度別効果額			総効 果額
		H19	H20	H21	
効率的な組織・機構の編成	審議会等の報酬額の改定、定数の見直し	4	4	4	12
定数管理・給与の適正化及び人材育成	特別職、一般職の給与の独自削減	156	144	126	426
	退職者の不補充	27	19	23	69
	勧奨退職制度の積極的活用	5	28	68	101
健全な財政運営	集中管理による公共施設保守管理費縮減	6	6	6	18
	内部管理経費の削減 事務機器、消費品の削減	消耗品等 6	6	6	18
	事務用品の自前購入の徹底 公用車の削減	事務機器 1	3	3	7
効率的な事務事業の推進 (事務事業の見直し)	事務事業評価制度の実施 H19・・・27事業 H20・・・57事業		31	61	92
合 計		205	241	297	743

【事務事業の見直しの主なもの】

(1) 補助金等の見直し

コンポスト補助等の廃止	長寿祝い金事業の縮小
高齢者事業団運営事業の縮小	洞爺湖温泉観光協会支援事業の縮小
洞爺まちづくり観光協会補助事業の縮小	古紙回収事業者交付金事業の縮小
資源ごみ集団回収助成事業の縮小	加工流通施設等運営費の削減
その他団体・事業運営補助の削減	

(2) 公共施設の効率的運用

指定管理者の導入(4施設)	火葬場の統合(洞爺火葬場廃止)
社会教育施設(4施設)の冬季間の休館	ロードヒーティング区間の縮小

(3) 受益者負担の見直し

昆虫駆除等の実費徴収	放課後児童クラブ負担金の改正
------------	----------------

(4) 事業の見直し

ビエンナーレ事業の休止	公営住宅事業の休止	街路事業の休止
-------------	-----------	---------

(5) 職員の対応による業務の見直し

役場庁舎等の公共施設の清掃業務	役場庁舎の土日祝日の日直業
-----------------	---------------

12 財政用語の解説

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計（公営企業、国保、介護保険など）以外の会計。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

実質収支

形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額。過去からの収支の赤字黒字要素が含まれる。一定の黒字を出すのが財政運営の基本とされる。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断る。

一般財源

その用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源をいい、町税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税などがこれにあたる。

なお、一般財源のうち毎年度連続して経常的に収入されるものを経常一般財源という。

一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額を基本として交付される。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。平成13～15年度、平成16～18年度及び平成19～21年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補てんすることとされている。発行の有無に関わらず発行可能額の100%が交付税措置される。

義務的経費

歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいい、職員の給与、議員報酬等の人件費、老人福祉費、児童福祉費などに基づく被扶養者に対して支給する費用の扶助費、地方債の元利償還金等の公債費の合計。

投資的経費

道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計。

人件費

職員等に支払われる一切の経費であり議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、一般職給与等が含まれる。

公債費

町が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

扶 助 費

社会保障制度の一環として地方公共団体が身体障害者福祉法、児童福祉法、老人福祉法などに基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

補 助 費 等

町から他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法第 17 条の 2 の規定に基づく繰出金も含まれる。主なものとして保険料、負担金補助及び交付金など。

物 件 費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費。賃金、旅費、公課費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料など。

維 持 補 修 費

町が管理する公共用又は公用施設の効用を維持するための経費。

繰 出 金

普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

経 常 収 支 比 率

財政構造の弾力性を判断するための最も重要な指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、町税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでおり、投資的経費等の臨時的経費に使用する一般財源が少なく財政構造が弾力性を失っていることを示す。

$$\frac{\text{経常経費に充当された一般財源の額}}{\text{経常一般財源等} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

公 債 費 比 率

標準的に収入される一般財源に占める公債費の割合。この比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

$$\frac{\text{地方債元利償還金充当一般財源（繰上償還等除く）} - A}{\text{標準財政規模} - A} \times 100$$

A：普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

公 債 費 負 担 比 率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。この比率の高低については、公債費比率と同様である。

$$\frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

起 債 制 限 比 率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額（地方交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含み、普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）に対する割合で過去 3 年間の平均値。

$$\frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)} \times 100$$

A：元利償還金（繰上償還除く）+ 公債費に準ずる債務負担行為に係る支出（施設整備費、用地取得費

- に相当するもの) + P F I ・ 五省協定 ・ 負担金等における債務負担行為に係る支出
 B : Aに充当された特定財源
 C : 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費
 D : 標準財政規模
 E : 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
 F : 臨時財政対策債発行可能額
 G : 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

標準財政規模

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量。

標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額 (注1)

(注1) 健全化法に基づく健全化判断比率等の算定では、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えた額が用いられています。

標準税収入額等

町税及び地方譲与税等の収入見込額の理論値。

(基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金等 (注1)) × 100 / 75 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金等 (注1)

(注1) 交通安全対策特別交付金及び児童手当特例交付金の合計額

財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

備荒資金組合積立金

組合構成市町村の相互の福利増進と財政運営の健全化を図ることを目的として設置され、組合に対する資金として普通納付金 200 百万円と、緊急的な財政対応資金として超過納付金を積み立てている。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (健全化法)

(1) 概要

従来の「地方財政再建促進特別措置法」では、市町の場合、実質赤字比率が 20% を超えると財政再建団体になるという制度であったが、問題点として、

早期是正・再生という観点からの分かりやすい情報の開示や正確性を担保する手段が不十分であること。

再建団体の基準がなく、早期是正の機能がないこと。

指標が普通会計の収支のみであり、負債等の財政状況に課題があっても補足されないこと。

公営企業について、早期是正の機能がないこと。

などが指摘され、これを受け、平成 19 年 6 月 22 日に公布された健全化法では、

フロー (収支) ストック (負債等) の財政指標を整備し財政状況が健全な段階から、これを毎年度、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、住民に公表することを義務化し、情報開示の仕組みを設けること。

財政指標が一定程度悪化した場合には、自主的な改善努力が義務付けられる「財政の早期健全化」の段階に移行すること。

さらに財政が悪化した場合は国等の関与による確実な再生を図る「財政の再生」の段階に移行す

ること。

公営企業についても、従来の地方公営企業法の再建制度に替えて、公営企業の健全化のスキームを設け財政の早期健全化に準じた取り組みを行うことという再生制度が設けられた。

(2) 健全化判断比率・資金不足比率

健全化法の施行により各地方公共団体は、毎年度4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することになった。また、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することになった。

(3) 財政の早期健全化

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの指標は早期健全化基準未満とすることを目標として財政健全化計画を定め、公表すると共に、総務大臣・都道府県知事に報告しなければならない。

(4) 財政の再生

健全化判断比率のうち、将来負担比率を除いた3つの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、実質赤字比率は実質赤字比率を解消すること、他の3つの指標は早期健全化基準未満とすることを目標として財政再生計画を定め、公表すると共に、総務大臣に報告しなければならない。

(5) 公営企業の経営健全化

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、資金不足比率を計健全化基準未満とすることを目標として、経営健全化計画を定めなければならない。

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言える。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額（注1）（注2）（注3）}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）}} \times 100$$

（注1）一般会計等：一般会計及び特別会計のうち、法適用公営企業に係る特別会計、法非適用公営企業に係る特別会計

（注2）一般会計等の実質赤字額：一般会計等における実質赤字額

（注3）実質赤字額：繰上充用額 + （支払繰延額 + 事業繰越額）

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言える。

$$\frac{\text{連結実質赤字額（注1）}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）}} \times 100$$

（注1）連結実質赤字額： と の合計額が と の合計額を超える場合の当該超える額

一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質公債費比率

地方公共団体における公債費及び公債費に準じるものによる財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの（地方財政法第5条の4第1項第2号）

地方税、普通交付税のように用途が特定されず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されたものを除く）に充当されたものの占める割合の前3年間の平均値。

比率が18%以上となると、起債に当たり許可が必要となり、なお、25%以上の団体については、一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）の起債が制限され、35%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる（一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される。）こととなる。

また、健全化法において、健全化判断比率の一つとして位置付けられており、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされている。

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E + F - D} \times 100$$

- A：地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの（『準元利償還金』）
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源
- D：地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（『算入公債費の額』）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（『算入準公債費の額』）
- E：標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）
- F：臨時財政対策債発行可能

<p>実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記A関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 繰上償還を行ったもの (2) 借換債を財源として償還を行ったもの (3) 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金 (4) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など） (5) 一時借入金の利子 <p>『準元利償還金』（上記B関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額 (2) 公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金 (3) 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金 (4) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など） (5) 一時借入金の利子 <p>起債制限比率との相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実質的な公債費を算定対象に追加 <p style="padding-left: 40px;">公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入</p> <p style="padding-left: 40px;">PFIや地方公共団体の組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入</p>

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言える。

$$\frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100$$

A：将来負担額(イからチまでの合計額)

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元利償還金に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ：退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、その他の者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

B：充当可能基金額

イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

C：特定財源見込額

D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)

F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\frac{\text{資金の不足額(注1)}}{\text{事業の規模(注2)}} \times 100$$

(注1) 資金の不足額

(1) 法適用企業 = (流動負債(1) + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産(2)) - 解消可能資金不足額(3)

(2) 法非適用企業 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

(1) 流動負債：1年以内に支払期限又は償還期限の到来する債務。一時借入金、未払金などが含まれる。

(2) 流動資産：現金、預金、未収金などのように年度内に現金化することができる資産。

(3) 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

(注2) 事業の規模

(1) 法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(2) 法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

13 おわりに

国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、今、地方自治体が果たすべき役割が、改めて問い直されております。

洞爺湖町においても合併に伴う効果、行財政改革による効果は現れておりますが、まだまだ新町としての効率的かつスリムな財政構造とはなっておりません。

健全化対策後の財政収支見通しにおいては、実質公債費比率による「早期健全化団体」からの脱却と単年度収支で、基金の取り崩しによらない財政運営が可能となりますが、依然、厳しい財政状況は続くと思込まれます。

職員一人一人が最小の経費で最大の効果をあげるという行政運営の基本に立ち、行財政運営が町民の皆様の重い負担により成り立っていることを肝に銘じ、新たな決意のもと、全庁挙げて、この「財政健全化計画」に取り組んでまいります。

今後とも続く厳しい財政状況ではありますが、次世代に負の遺産を背負わせないためにも、着実にかつ確実に本計画を遂行します。

また、計画自体を固定的なものとはせず、実行の成果を定期的に分析し状況の変化に応じた修正を行い、常に実情に合った計画と実行になるように努め、財政構造の見直しに取り組んでまいりますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成21年12月

洞爺湖町長 長 崎 良 夫

洞 爺 湖 町

〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地

0142-76-2121 (代表)

E-mail zaisei@town.toyako.hokkaido.jp